

平安期緑釉陶器生産の展開と終焉

高橋 照彦

-
- | | |
|--------------|-----------------|
| 1. 序論 | 4. 平安期緑釉陶器生産の衰退 |
| 2. 生産地の第2次拡散 | 5. 結語 |
| 3. 生産地の第3次拡散 | |
-

論文要旨

本稿は、平安時代における緑釉陶器生産の展開と終焉を検討対象とし、生産地の拡散過程・生産体制ならびにその歴史的背景について考察することを目的としている。緑釉陶器生産の盛衰過程は6段階に整理され、巨視的にみれば3度にわたる生産地の拡散が認められる。このうち、本稿は第2次拡散以降について検討を試みることにした。

まず、第2次拡散期である9世紀中頃には、山城・尾張において基本的にその生産国内の技術により、国内の範囲で生産地拡散が行われる。この背景には、公的用途に限定されない需要の増大が推測され、9世紀前半からの緩やかな変質を認めることができる。その一方で、長門ではおそらく在地の生産基盤の薄弱さなどのために、他地域のように十分な生産の拡大は達成できなかったとみられる。この時期の緑釉陶器の生産体制としては、在地の生産組織に依拠しながらも中央の介入による共通規範の設定が行われていたものとみられ、国衙による生産過程への一定の関与が推測される。

第3次拡散では、旧来の生産国を越えて丹波・美濃・近江・周防・三河などの新たな生産地が成立する。ここに9世紀的な3国による生産が崩れ、より一層の在地的展開が起こったことになる。ただし、生産体制としては従来から指摘のある荘園制的な新たな生産に転化したとは考えられず、それ以前からの延長的側面が残存していたと判断される。特に10世紀前半代には、近江窯の成立を初めとして9世紀代の緑釉陶器生産・供給体制を再現するために国家的に生産の再編が行われた可能性がある。

11世紀前半代には、緑釉陶器生産がほぼ終焉を迎えることになる。この段階では緑釉陶器の需要が消滅したとは言えないため、終焉の背景としては生産側の要因がより大きかったと判断した。その一因としては原材料である鉛の不足も確かに重要であるが、規定的な要件はむしろ他の手工業生産にもわたるような国家的な変動の中で旧来的な生産が維持できなくなったという生産体制自体の変質に求められると考えた。

平安期緑釉陶器生産は、奈良時代の中央官営工房による独占的な体制から、国衙が関与しつつ在地の窯業生産に依存する生産体制へと変容したことが大きな特質であった。そして、その生産は中世への萌芽的様相を見せながら変質していくが、最終的には国家的な後ろ楯なくしては存立できない古代的な生産体制に留まっていたために、在地に技術が根付かなかったものと結論付けた。

1. 序 論

奈良・平安時代の考古学的研究は現在多面的な展開を遂げており、とりわけ出土品の主体を占める土器類に関しては、編年の細分化や地域研究の深化が進みつつある。しかしながら、個別事象が明確化する一方で、それらを総合し歴史的に位置づける試みに関してはまだまだ十分でないことが多いように思われる。改めて言うまでもないが、できうるかぎりの考古資料の総合化と歴史的な意味づけが不断に行われる必要があるだろうし、本稿もそれを目指したいと思う。

さて、本稿で取り上げるのは、平安時代に生産された緑釉単彩陶器（以下では、断わりのないかぎり平安期の緑釉単彩陶器を単に「緑釉陶器」と記す）⁽¹⁾である。緑釉陶器は奈良時代の多彩釉陶器、いわゆる奈良三彩の系譜を引く焼物である。奈良三彩の生産は、生産量がきわめて少なく、当時の都である平城京でさえも土器構成に占める比率は1%よりもはるかに少ない。また、奈良三彩の生産地も畿内に限られ、中央官営工房内で生産されていたものと推測される⁽²⁾。ところが、平安時代になると、多彩釉陶器が次第に生産されなくなって緑釉の単彩となり、器種も碗皿類などの供膳具を中心とするようになる。生産地も畿内のほかに東海・近江・防長の各地域に拡散し、それに伴ない生産量も奈良三彩と比べれば格段の増加を見せて、9・10世紀に生産の盛行期を迎えることになる。ところが、11世紀中頃には、その緑釉陶器の生産もほぼ途絶してしまうのである。このような平安時代における緑釉陶器生産の大きな盛衰の過程には、当然のことながら様々な時代的特質や背景が内在しているはずである。本稿の主たる目的は、その点を追究し、緑釉陶器生産の歴史的な位置を考察することにある。

平安期緑釉陶器に関するこれまでの研究は、確かに少なくない。しかし、時期・地域あるいは産地を限定して取り上げたものが多く、緑釉陶器生産の盛衰そのものを正面に据えた議論は必ずしも十分にはなされていないと考えている。また、個別的な事実関係に関しても、近年の資料増加や研究の進展を踏まえて再整理ならびに再検討を要する部分が少なくない。例えば、これまで最も研究が遅れていた長門周辺での緑釉陶器生産については、最近の検討によりある程度その輪郭を辿ることができつつある⁽⁴⁾ので、それを下敷きに平安期緑釉陶器生産の全体構造を改めて検討しうる段階に至ったものと考えている。

以上の研究現状を考慮し、本稿では産地を限定せず緑釉陶器生産全体の盛衰過程を取り上げることにしたい。ただし、平安時代初めにおける新たな緑釉陶器生産の成立に関しては別稿で検討を行ったため⁽⁵⁾、本稿では9世紀後半の緑釉陶器生産の展開期から11世紀前半代の緑釉陶器生産がほぼ終焉を迎える時期までを主たる検討対象とし、その実態と背景を考察することにしたい。なお、これまでの諸研究に関しては、次章以下の検討の中で個別に取り上げることにする。

それでは、本論に入る前に平安時代における緑釉陶器生産の変遷の大枠をまとめておくことにしたい。この点に関しては、既に諸先学によって言及がなされているものの、構造的に必ずしも

十分に整理されているとは言い難く、近年における新知見も反映する必要があるため、以下に掲げる6つの段階を設定した。段階設定には種々の観点があるだろうが、ここでは特に生産地域・生産内容・生産量の3点に着目することにした。

なお、平安時代の緑釉陶器窯は、先に触れたように大きく東海・近江・畿内・防長の4地域に区分される。現在までに知られている窯跡群としては、東海では尾張の猿投（猿投山西南麓）・尾北（篠岡）、美濃の多治見・恵那、それから最近確認された三河の二川窯跡群が挙げられる。近江では湖東地域の蒲生（水口ならびに布引山）窯跡群、畿内（平安京近郊）では摂津の岸部、山背の洛北（岩倉ならびに西賀茂）・洛西（大原野）、丹波の篠の各窯跡群が挙げられる⁽⁶⁾。防長では窯跡そのものは確認されていないものの、窯道具の出土などから長門と周防における生産がほぼ確実である。また、筆者の編年観については、本稿では詳細な言及を行わない⁽⁷⁾が、表1に産地別の編年区分とその併行関係の概略をまとめたので、参照されたい。それでは、以下順に段階ごとの特徴を簡略に述べることにする。

直前段階 長岡京期から平安時代の初期、実年代にすれば8世紀末から9世紀初め頃に当たる。編年私案では畿内の前Ⅰ期がほぼそれに該当する。この段階の窯としては、洛北の栗栖野21号窯が挙げられる。また、岸部窯もこの段階の窯とみられ、生産地は畿内に限られていると推測される⁽⁸⁾。後の段階に比べれば生産量も少なく、宮都を中心とした地域に限定的な供給を行っている⁽⁹⁾。生産内容も、竈・羽釜・甗といったこの段階に生産がほぼ限られる特殊な器種を主体としており、必ずしも後の時期に続くものではない。これらの諸特徴から考えると、第1段階はむしろ奈良三彩生産の範疇に属しており⁽¹⁰⁾、厳密に言えば平安期緑釉陶器生産の前段階に位置づけられるものと言えよう。ただしその一方で、緑釉単彩陶器を中心とした生産を行っている点⁽¹¹⁾や中国から移入された文物を模倣することにより新たな器種の生産を開始している点など⁽¹²⁾、以後に継続する側面も認められ、その点を強調すれば平安期緑釉陶器生産の準備段階あるいは萌芽期と位置づけることが可能であろう。

第1段階 実年代で言えばほぼ9世紀前半、畿内・東海・防長のⅠ期がそれに当たる。この段階には、緑釉陶器生産が尾張と長門に拡大し、山城と合わせて3国で生産が展開する。生産内容も以降の段階と同様に碗皿類といった供膳形態を中心とした生産である。生産量も前段階より増加し、全国的な供給を行いはじめ。これらの点で、この第1段階は前段階と大きく画され、これをもって平安期緑釉陶器生産の成立と呼ぶのがふさわしい。よって、この段階を成立期と呼称することにしたい。

第2段階 実年代では9世紀後半頃に相当する。畿内・東海・防長のⅡ・Ⅲ期がこの段階にはほぼ該当する。緑釉陶器の生産国としては第1段階と変わらないものの、山城では洛西、尾張では猿投の鳴海地区や尾北などで生産が開始し、それらの新たな地区がそれぞれの国での生産の主体を担うことになるようである。また、この時期には生産量が大きく拡大し、緑釉陶器出土遺跡の数も全国的に増加する。さらに、生産内容についても豊富な器種構成となっている。したがっ

表1 緑釉陶器各産地の編年とその併行関係

略年代	畿内			近江		東海					防長	
	洛北	洛西	篠		蒲生		黒笹	鳴海	他の猿投	尾北		東濃
800	前I 栗栖野21											
850	I 栗栖野 13・20					I	黒笹14					I
	II 本山官山	石作1・2				II	黒笹90	亀ヶ洞	海老池1	篠岡 47・48		II
	III 妙満寺境内	天仏講池	(+)			III	黒笹89	熊ノ前 1・4	鴻ノ巣	篠岡 4・5		III
900	IV 栗栖野3		前山2・3			IV	黒笹30			篠岡 81'・100	(大針3)	
		小塩1	小柳4	I	梶田			NN-282				
950			黒岩1	II	作谷							IV
	V (中の谷4)		西長尾5	III	峰道	V			東山72		北丘15	
1000					(+)							V

備考：(+)は窯の存在が想定されることを示す。「黒笹」「鳴海」は猿投窯のそれぞれの地区、「他の猿投」は黒笹・鳴海地区以外の猿投窯、「東濃」は多治見・恵那の総称。

て、この段階は前段階を継承しつつ展開を遂げた時期と位置づけられ、発展期と呼ぶことができるであろう。

第3段階 実年代ではほぼ10世紀前半に当たり、畿内・東海のⅣ期、防長のⅣ期の一部、および近江のⅠ期がこれに該当する。この段階では、畿内窯である丹波の篠で緑釉陶器生産が行われており、おそらく丹波にやや遅れてこの段階に近江が生産を開始する。また、東海のみ濃や防長の周防は次の第4段階が生産の盛行期とみられ、おそらくこの第3段階頃には緑釉陶器生産を開始した可能性が高い。この点では、生産地の拡散期であり、第2段階がほぼ国の内部での拡散に限定されていたのに対し、国を越えた生産地の拡散時期と言えるようである。その一方で、この段階は前段階までの山城・尾張・長門といった生産地が衰退化傾向を見せる時期でもある。旧来的生産国はこの段階で生産を終焉させるわけではないが、主要生産国としては交替現象が起こる時期であると評価できる。また、後述するように法量など生産内容にも変化が生じる。しかも、生産地の変動に伴い、流通状況も変容する。そのため、この段階を変動期として位置づけたいと思う。なお、丹波と近江の開窯に代表されるように、窯の拡散は時期差を含む可能性が高く、新興生産国の成立も9世紀に遡るものがあると思われるため、将来的には第2・3段階をより細かく区分すべきかもしれない。

第4段階 実年代では10世紀後半頃、畿内・東海のⅤ期、防長のⅣ期の一部、近江のⅡ期に相当する。この段階は、新たに成立した近江・美濃・周防などの生産地が比較的安定した生産量を上げる時期であり、三河でも生産が行われたようである。⁽¹³⁾ 第2段階が第1発展期とすれば、この段階は第2発展期と位置づけることも可能かもしれない。ただし、生産内容では9世紀後半のような豊富な器種構成を採っておらず、全体的にみれば粗製化している。よって、第2段階にみられた発展の様相は乏しく、第3段階が一つの安定期とすれば、この第4段階は再安定期あるいは平衡期といった評価がむしろ適当だと考えている。

第5段階 ほぼ11世紀前半に比定されるが、あるいはその中でも11世紀第1四半期を中心とする短い期間であるかもしれない。編年案では、畿内・東海Ⅴ期の新段階、防長のⅤ期、近江のⅢ期が該当する。生産地については第4段階の生産地域と変動がなく、拡散化現象はみられないようである。生産内容も製品の粗雑・簡略化傾向が進み、新たな展開をほとんど見せない。そして、この段階で緑釉陶器生産は衰退し、⁽¹⁴⁾ ほぼ終焉を迎える。これらの点から、この段階は衰退期と捉えることができるだろう。

以上の整理により、緑釉陶器生産における展開過程の輪郭を辿り得たものと思う。改めてその展開過程を確認すれば、新たな生産地の確立は、巨視的には第1・第2・第3の各段階に見て取れる。⁽¹⁵⁾ 本稿では、その3つを順に、生産地の「第1次拡散期」・「第2次拡散期」・「第3次拡散期」と呼ぶこととしたい。先述のとおり、第1次拡散期については別稿で検討を行ったため、以下では第2次以降の拡散過程についてもう少し細かく生産地相互の比較検討を進め、それをもとに当該期の生産体制や変遷の背景などを追究していくことにする。

2. 生産地の第2次拡散

(1) 拡散過程

本章では、生産地の第2次拡散に関して考察を試みることにする。ただ、これ以降の検討を行う上でも第1次拡散の実態を押さえておく必要があるため、ごく簡単に私見をまとめておくことにしたい。

第1次拡散期である9世紀初め頃には、前章でも整理したように、畿内以外に尾張国と長門国に緑釉陶器の新生産地が成立する。成立期の両地域の生産内容などから考えて、これは畿内からの技術流出ではなく、9世紀初め頃に中央の主導により畿内の中央官営工房から尾張と長門に緑釉陶器製作技術が移植されたものと判断される。そして、『日本後紀』にみられるいわゆる「弘仁瓷器の伝習記事」⁽¹⁶⁾もこの技術移植の過程を示すものであり、中央官営工房で伝習を受けた造瓷器生が長上工に任ぜられて、尾張あるいは長門での緑釉陶器生産を開始するための教習に当たったものと推測される。そして、それは当然『延喜式』⁽¹⁷⁾にみられる年料雑器の中央による収奪とも結び付くものとみられる。この時期の生産地の拡散の背景としては、種々の要因が考えられるが、国家的儀式あるいはその他の饗宴において使用される唐風文物指向の容器として緑釉陶器が特に着目され、全国的な儀式体系の整備の中で、その用具の一部を構成する緑釉陶器が必要となったことに重要な契機を求めうるのではないかと推測している。

それでは、本題の緑釉陶器生産地の第2次拡散の過程を見ていくことにしよう。第2次拡散期である9世紀中葉頃には、旧来の生産国内に新たな窯跡群が成立する。まず、これらの生産地の技術導入過程からみておきたい。山城で新たに成立する洛西の窯跡群では、削り出し高台を採用するなど、明らかに山城洛北から技術導入を行っている⁽¹⁸⁾。また、同じくこの段階で成立したとみられる尾張の尾北や猿投鳴海地区では貼り付け高台を持ち入念なミガキを施す製品を生産しており⁽¹⁹⁾、やはり第1段階の東海産緑釉陶器の技術系譜を引くものである。尾張地域では、おそらく灰釉陶器と付随する形で猿投黒笹地区から技術が伝えられ、緑釉陶器生産地が拡散したのであろう。つまり、この段階には一国内の技術を基にして生産地の拡大がなされていることになる。

しかし、山城・尾張・長門という3生産国が、まったく独自に生産を展開させたとは言えない。例えば、碗皿類の新たな器形については、長門が一部不明であるものの、3国で基本的に共通する製品の生産が行われているようである(図1)。それらの新器形は各地の在地土器に模倣されるものが少量あるものの、基本的には施釉陶器生産以外では認め難いものであることから、器形の規範となるものが緑釉陶器生産地の各々にもたらされた可能性が強い。また輪花手法をみても、9世紀後半頃には口縁端部のみを押圧するタイプの輪花(b類)(図1-17~20)を3生産地のい⁽²⁰⁾ずれにおいても確認することができ、上記の器形と同様のあり方を推測できよう。要するに、3生産国が別個に操業を行うようになったわけではなく、中央からの新規範の導入など一定程度の

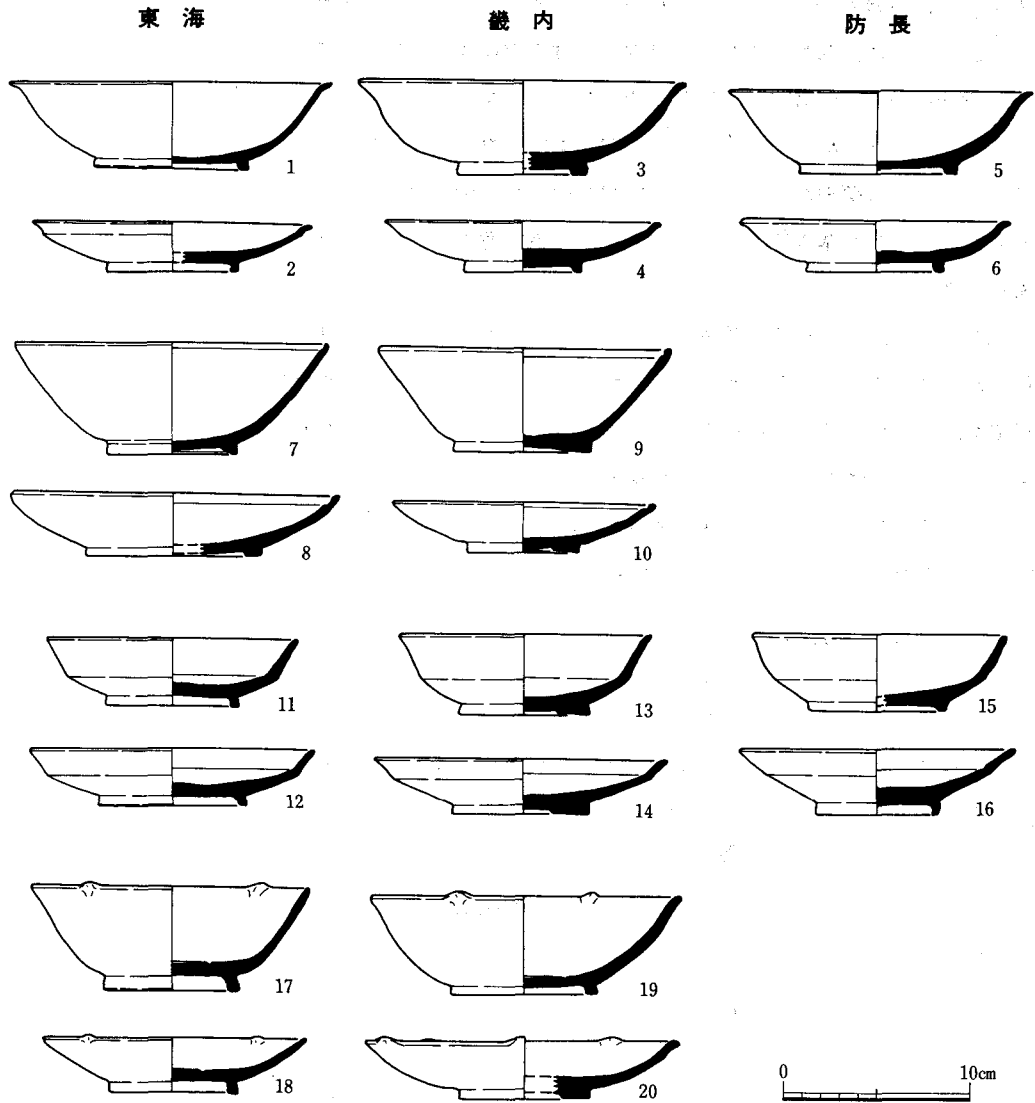


図1 9世紀後半前後における各産地の緑釉陶器

1：愛知・海老池1号窯，2・8：愛知・黒笹90号窯，3・13・14・20：京都・妙満寺境内窯，4：京都・大向2号窯，5：福岡・野依遺跡，6：福岡・多々良込田遺跡6次調査，7：新潟・下新町遺跡，9：京都・西寺13次調査，10・19：平城京 SD650B，11・12：愛知・黒笹89号窯，15：山口・長登銅山跡大切精練遺跡，16：山口・周防国府，17・18：神奈川・林B遺跡。縮尺 1/4。

生産地間のつながりを維持していたこと⁽²¹⁾になる。

その一方で、各生産地の地域色が顕在化していくことにも注意せねばなるまい。まず器形の側面では、9世紀前半あるいはその後に出現した新器種も、長門や山城では在地的な変化を遂げることになる。例えば、稜椀・稜皿は東海では体部中位の稜が明瞭であるが、畿内・防長ではかなり不明瞭なものが目立ち(図1-11~16)、時期が下るに従い在地色が顕在化する。これは、緑釉陶器の器形が必ずしも常に強い規制下にあったのではないことを示している。また、装飾手法に

においても、尾張の陰刻文様は9世紀後半以後定型化し、文様の簡略化あるいは粗雑化現象が生まれる。⁽²²⁾この点は、器形でみたのと同様、文様成立には外部的な契機を必要としても、⁽²³⁾その後の文様の維持については必ずしも規制が強くないことを示しているだろう。同様に、この段階の3生産地間では、9世紀前半と比較して釉調や素地の焼成・色調などにおいても相違が大きくなってくる。これらの様相からすると、地域間を越えた生産管理が必ずしも厳格なものとは言えず、⁽²⁴⁾緑釉陶器製作技術が基本的に各国内で維持され再生産されるという体制が築かれていたことを示すものであろう。

したがって、この段階の各産地と中央との関係は、おそらく「様」⁽²⁵⁾といった形で新規範が各地にもたらされるのが基本であり、9世紀初めの尾張や長門への技術移植で想定される技術官人の派遣が、その後も常に行われていたような状況は考えるべきではなかろう。それは文献資料からも窺われ、例えば色紙生産には『延喜式』にみえるように技術官人の派遣が記されているが、9世紀代の尾張ならびに長門の緑釉陶器生産に関する⁽²⁶⁾とみられる『延喜民部省式』⁽²⁷⁾の年料瓷器の規定には官人派遣の記載もなく、考古資料からの判断とも対応させることが可能であろう。

(2) 生産体制

次に、当該期の各地の生産体制について考えてみることにしたい。

まず尾張に関しては、前節で取り上げた『延喜式』の規定に当然注意せねばなるまい。既に別稿で検討を行ったように、『延喜民部省式』年料雑器の項は9世紀代の緑釉陶器の貢納規定とみられ、その規定がある程度機能していたものと判断される。⁽²⁸⁾そうだとすれば、この規定には「其用度皆用正税」とあることから、少なくとも年料雑器については正税により原材料が調達されていたと見なければならず、国衙の直接関与を想定せざるを得ない。上記の『延喜式』の規定は9世紀中頃以前の可能性が高いが、9世紀後半は技術や生産内容において9世紀前半の延長で捉えられ、中央からの新たな規範の設定も継続してなされているため、この段階にも尾張から年料雑器の貢納が行われていたことを考えるべきだろう。12世紀に下る文献資料ながら、『江家次第』⁽²⁹⁾では御歯固具を盛る青瓷が「尾張百五物内」とされている。12世紀までの実質的な生産の存続を想定すべきかは別に検討を要するが、尾張からの緑釉陶器の貢納が時代が下っても残っていたことを示す1例となろう。

この時期の尾張の緑釉陶器生産を考える上では、9世紀後半頃の窯跡出土陶片に「内賢所」や「淳和院」⁽³⁰⁾の刻書が認められることも注目される。前者が猿投の黒笹地区、後者が猿投の鳴海地区からの出土である。この資料の評価については、『延喜式』にみられるものとは異質な生産体制として、例えば王臣家や官司などによる手工業生産の分割領有の進行として捉える見解もあるかもしれない。ただし、当該期の消費遺跡をみれば、各地区の製品の供給先が限定されるわけではなく、特定の機関に個別に専属する状況を想定すべきではない。また逆に専属するのなら、刻銘の必要もないだろう。上記のような刻銘がきわめて少量ながらみられるのは、それが特殊な供

給先の識別などのためであって、年料雑器の貢納以外にも多様な国家的需要に応える形で生産が行われていた点を示すものと判断するのが適当と思われる。

年料雑器としての中央への貢納は、『延喜式』の記載では尾張国瓷器の小椀の貢納数が欠文となっているものの年間100個体ほどであり、尾張における9世紀後半段階の生産量からすればごく一部であったと見られる。また、当該期の消費動向からしても、9世紀後半において東海産緑釉陶器は東日本で圧倒的多数を占めるが、西日本では量が少なく、東日本と西日本では消費地出土緑釉陶器の産地構成が大きく異なっている⁽³¹⁾。したがって、中央への全面的取奪を受けた後に全国へ流通するというような形態は明らかに見せておらず、製品の中央による取奪は生産量の一部に留まっていたことになろう。これらの点は、前節で検討を行った生産面における中央からの関与度とも対応するものであろう。

平安京以外での消費地出土例では、国衙など官衙関連遺跡での出土が圧倒的に多く、地方官衙の需要に応じていたことは間違いない。ただ、一般集落での出土も増加し、製品のすべてを官給品や払い下げ品などで解釈するのは困難である。よって、生産の統括あるいは品質の管理を行うなどの面で国衙権力の介入が大きかったが、国衙による全面的な生産物の取奪が行われていたとまではおそらく考えるべきではなかろう。『延喜式』には原材料を正税により調達するという規定はあるが、陶土の入手などは在地の窯業生産に負うところが大きかったであろうし、年料雑器としての貢納品以外ではこの限りでないことは言うまでもない。生産地においても、9世紀後半段階になると黒笹・鳴海両地区を中心としつつも生産窯がかなり分散化傾向を辿っており、生産内容にも精粗のばらつきが生じていることから、窯ごとの国衙の関与の度合にもおのずと差異が存在したであろう。

猿投の生産状況にいま少し具体的に触れれば、黒笹地区の米ヶ廻間谷に立地する黒笹90号窯・黒笹89号窯は黒笹14号窯の系譜を引く工人群による継起的な操業とみられるが、それらの窯では出土資料に占める緑釉陶器素地の割合が高く、生産された製品は陰刻文様はかなり精緻である。同じ黒笹地区でもそれ以外の窯では、灰釉陶器主体で緑釉陶器素地の比率が少なく、伝習を伴わず先述の窯の製品などを模倣したような陰刻文様の製品を生産するなど、明らかに生産内容が異なっている。鳴海地区では、熊の前窯などで緑釉陶器が大量に生産されており、黒笹地区同様の陰刻文様を持つものもあることから、先述のように黒笹地区の緑釉陶器工人群からの伝習を伴う技術伝播であろう。しかし、鳴海地区の陰刻文様は概して簡略化が進んでいる。他の地区でも緑釉陶器生産は行われているが、灰釉陶器が主体である。国衙が製品の品質管理に関与していたとすれば、黒笹地区の米ヶ廻間谷の窯群が最も国衙からの規制を受けていたとみなしうるだろうし、推測に過ぎないが、年料雑器の生産地としてふさわしいのもその地域であろう。米ヶ廻間谷の窯群からは現在までのところ緑釉施釉陶片が出土していないが、他の猿投の窯では素地と施釉品の併焼をしていることから、単に1次焼成窯と2次焼成窯を分けていたためだけだと見るよりも、そこでは生産された素地がかなり全面的に取奪され、別地点で施釉が行われていたことも考えて

おく必要があるかもしれない。いずれにしても、国衙の介在度には地区あるいは窯によって強弱が存在したことを想定せねばならず、その製品の国衙による収奪についても量比としては一律ではないであろう。

次に長門については、やはり尾張と同様に『延喜式』の規定に注目せざるを得ない。長門の生産量の少なさ、特に畿内での出土量が僅少であることから、年料雑器の貢納量確保がなされていたかは問題となるところだが、畿内でも出土は認められ、尾張と共通の規制を受けていたとみられることから、尾張と同様の生産体制を考えるのが妥当であろう。窯道具である三叉トチンが長門国府周辺での出土であることも、その近辺での生産あるいは生産物管理を考えざるを得ず、国衙の関与が推測されるところである。国衙周辺での生産が行われていたとするならば、尾張よりもさらに国衙が生産に介在する側面が強かったことも予想される。ただし一方で、製品の流通をみれば、大宰府など長門より西への流通が目立つため、けって中央からの全面的収奪を受けているのではなく、その点もやはり尾張と共通している。地元産土器に由来する器形の存在からも、在地の窯業生産活動が緑釉陶器生産の背後にある点は押さえておくべきである。

残された山城については、新生産地である洛西窯に関して、宇野隆夫氏が小塩荘との関連を想定し、撰関家の管轄下にあった可能性が高いとみている。しかし、文献での小塩荘の初見は、建長2年(1250)とされており、もし上記のように想定するとすれば、この9世紀中葉以前の段階での立荘をなんらかの形で証明する必要があらうし、少なくとも洛西の緑釉陶器生産から荘園制的な生産の要素を指摘せねばなるまい。洛西の生産技術は洛北から直接導入された可能性が高く、生産内容の上でも他地域、少なくとも洛北と概ね共通性をもっていることから、中央からの共通規範を受ける生産体制とみるべきであらう。後述するように、遅くとも10世紀初め頃には洛西から丹波の篠窯跡群へ技術伝播がなされ、その篠窯の操業には国衙の存在が無視できない。このような山城以外の他地域の操業形態も考慮すれば、洛西のみ荘園内での生産を想定するのは不自然に思われる。

その一方で、洛西は官営瓦窯の所在地たる洛北から離れ、瓦窯との併存という操業形態ではなく、素地が青灰色を呈する硬質のもの、いわゆる硬陶となっていることから須恵器工人との結合が顕在化する。この点からは、9世紀前半の洛北で想定されるような中央官営工房あるいは官営瓦窯に付随するような生産からの変質も考えるべきである。立地からみれば、平安期の山城国府推定地とも比較的近接しており、緑釉陶器素地が山城国府周辺に大量に供給されているとみられる点も注目すべきであらう。上述の諸点より、洛西の操業活発化は山城内においても尾張や長門などと同様の国衙の介在する体制に主体が移行したものと捉える方が適当ではなからうか。

最後に、山城国府の介在する緑釉陶器生産の存在を立証するものではないが、興味深い文献資料を掲げておきたい。10世紀後半から11世紀前半頃に成立したとみられる『侍中群要』の供御前次第によれば、「賀茂祭日供蒜」の割注として「山城国奉内膳司云々同青瓷近代不供之」とある。この青瓷についてはあるいは山城国が貢納していた可能性も考えられる。もしそうだとすれば、

この時期に山城ではほとんど緑釉陶器が生産されておらず、他の膳で青瓷があるにも関わらず「賀茂祭日供蒜」において青瓷が供えられないことも矛盾なく解釈できるかもしれない。

以上の検討をまとめれば、9世紀後半の緑釉陶器生産は基本的に、在地の窯業生産力を動員しつつも、中央による一定の規範設定のもとで国衙の関与する生産体制であったことが推測されるであろう。

(3) 史的背景

それでは、この9世紀中頃の山城や尾張での生産地拡大ならびに生産の活発化の背景はどのように捉えるべきであろうか。まず消費地の状況から見れば、先述したように国衙やそれに関連する遺跡を中心に全国的に出土量が増大しており、第1段階、すなわち9世紀前半に築かれた生産体制の自然な延長と捉えられる。しかしまた、平安京では緑釉陶器の占める比率が増大して日常什器を構成するとも言えるほどの出土量となり、地方でも国衙に限らず一般集落からの出土が増加傾向を辿るのもこの時期以降である。また器種構成としても、食膳具を基本としつつも調度的な器種や密教関係の器種⁽³⁸⁾など多様な用途の製品の生産量も増加してくる。筆者は9世紀前半の緑釉陶器の用途として儀式や特殊な饗宴の容器という側面を重視しているが、それに限定されない多様な用途を緑釉陶器が担っており、9世紀前半の状況からはやや変質を遂げつつあるものとみてよからう。さらに緑釉陶器の流通については、先にも触れたように平安京を經由するような求心的な流通構造だけでは説明できず、生産されていた緑釉陶器がすべて中央からの取奪を受けていたのでないことは明らかである。要するに、この時期の生産の活発化は、9世紀前半の流れを基調にしながらも、公的な用途に留まらない需要の増大が背景にあったと想定しなければならない。そしてその点が、各産地の緑釉陶器の生産内容や製作技術において地域色が明瞭になっていき、中央からの規範の達成が不徹底にもなるという本章で指摘した諸点ともつながってくる1つの要因であろう。

ただし、その一方で改めて注意しておかねばならないのは、新器形の導入など中央との関連性は依然維持されていたとみられる点である。また、生産地域としても、あくまでも国の内部にとどまっているようである。例えば、猿投窯跡群と総称されるなかでも、三河国碧海郡に属するとみられる井ヶ谷地区では現在までのところ緑釉陶器窯は確認されておらず、生産内容としても長頸瓶の出土が多いなど須恵器的な傾向を持つ⁽⁴⁰⁾。このように、たとえ緑釉陶器に対する新たな需要が生まれようとも、生産としては国を越えた自由な技術流出が可能であったわけではないとみられる。ここには、先述の通り国衙を介しながら中央の規制を受ける生産体制の存在を抜きには考え難く、その枠を越えたものでは必ずしもないことを窺わせる。

一方、長門については生産窯の拡散があったかどうかは不明と言わざるを得ない。ただ、消費地出土資料からみて、その生産量は他の生産地のように必ずしも急増しているとは言い難い。これは、長門では必ずしも他地域のような緑釉陶器の量産体制に移行できなかったことを示すもの

であろう。長門は、西日本でも必ずしも須恵器などの窯業生産が盛んな地域ではなく、平安期以降むしろ衰退傾向を辿っており、猿投など東海などと比較すれば明らかなように伝統的な生産基盤が欠如している。⁽⁴¹⁾ 量産化を認めにくい背景には、この長門における窯業生産体制の未熟さがあり、生産拡大に当たっての組織的編成を行えなかったことが大きかったものと推測される。

またここで注目しておきたいのは、長門鑄銭使の動向である。⁽⁴²⁾ 筆者は緑釉陶器生産が長門で行われるようになった背景として、原材料調達などの面で長門鑄銭使が置かれることも関連性を有したものと推測しているが、⁽⁴³⁾ 鑄銭官司は天長2年(825)に長門から周防に移っている⁽⁴⁴⁾ のである。その要因には、銅などの原材料や燃料としての薪炭の不足、さらには諸事情による国の窮乏⁽⁴⁵⁾ や在地の私営工房の生産の展開によって官營の生産体制の維持が困難になった点などが推測されてお⁽⁴⁶⁾ り、それらは生産に当たっての共通条件を持つ緑釉陶器生産にも当然影響を及ぼさざるを得なかったにちがいない。

3. 生産地の第3次拡散

(1) 拡散過程

10世紀前半あるいは一部それより遡る可能性が高いが、その時期前後になると、旧来の3生産国を越えた技術の拡散が認められる。まず、前章同様、生産の技術系譜から問題にしたい。丹波はいわゆる小型三角窯で焼成を行い、製品は削り出し高台である。釉調や素地の色調なども含めて、⁽⁴⁷⁾ 洛西の窯跡群と同一の技術であり、畿内系技術が導入されたと判断される。また美濃については、窯体構造は灰釉陶器窯通有のもので、製品は貼り付け高台を採用している。釉調などでも尾北窯跡群などの製品と近似しており、尾張から技術を導入したと考えられる。また、周防については、素地の焼成においてやや煤けたような色調の断面を持つものが多く含まれる点で長門と一致した様相であり、貼り付け高台や三叉トチンの使用も合わせて考えれば、長門からの技術導入を想定するのがふさわしいだろう。近江については、別稿で示した通り緑釉陶器製作技術は基本的⁽⁴⁸⁾ に東海と共通しており、東海からの系譜を考えざるを得ない。三河に関しては、製品が貼り付け高台であり、灰釉陶器窯での併焼であることから、東海からの技術導入であろう。このようにみえてくると、第3次拡散で成立する各生産地が個別の技術系譜を辿りながら緑釉陶器生産に至ることがわかる。

それでは、新興の生産地の成立の経緯に関しては、どのように考えるべきであろうか。まず東海に関しては、既に第3次拡散以前の段階で緑釉陶器窯が猿投の各地区から尾北にまで広がっている。9世紀後半の猿投における窯の分布は、黒笹と鳴海地区のある地域に集中しているが、それ以外の灰釉陶器主体の窯でもごく少量ながら緑釉陶器が生産されており、散在化が著しい。つまり、尾張においては次第に緑釉技術が集中的に管理されなくなっていく状況が読み取れる。したがって、美濃や三河など灰釉陶器技術が拡散した地域には、尾張の灰釉陶器工人を通して緑釉

施釉技術が流出する可能性は十分考慮しておく必要がある。

それでは、新興生産地の成立は旧来の生産国内で保持されていた技術の流出の結果として一律に捉えられるのであろうか。そこで注意したいのが、近江窯の成立状況である⁽⁴⁹⁾。近江では在地系譜の須恵器を併焼しており、東海からの灰釉陶器生産技術は受け入れていないようである。もしそうだとすれば、あくまで近江在地須恵器工人を基礎とした緑釉陶器技術のみの選択的受容であり、尾張内部や尾張から美濃などへの技術拡大の様相とは異なる。また、近江の製品の供給先としても畿内窯を受け継ぐものであり、その点で東海とは一線を画しており、近江の成立は単なる東海からの自然な技術流出ではなく、外的契機を想定しなければならない。

そこでもう少しその点を深めるために、より細かく生産内容を検討してみたい。まず器形については、丹波とその他の生産国では様相が異なっている。丹波を初めとする畿内では、9世紀後半に成立する稜椀・稜皿形態の系譜を引く器形を生産し続けるのに対し、その他の地域では、共通していずれも口径に比して深めの新たな椀形態を採用している(図2)。また、輪花手法としても、畿内では9世紀後半以降からの継続で口縁端部のみに押圧を施すb類の輪花が認められるが、東海・近江の両地域では輪花b類だけでなく、体部外面から縦に細長く押圧を加える新たな手法の輪花(c類)⁽⁵⁰⁾(図2-6・7)が採用されている。

また、この段階の新興生産地の生産を考えるうえでは、法量についても注目される(図3)。図示していないが、9世紀代の東海では11~12cm、15cm前後、18cm前後、21cm前後となっており、防長などでも同様である⁽⁵¹⁾。ところが10世紀以降になると、東海では明らかに9世紀以前とは異なる様相となり、特に法量の縮小化が著しい。椀では、10~11cm、13cm前後、16~18cm

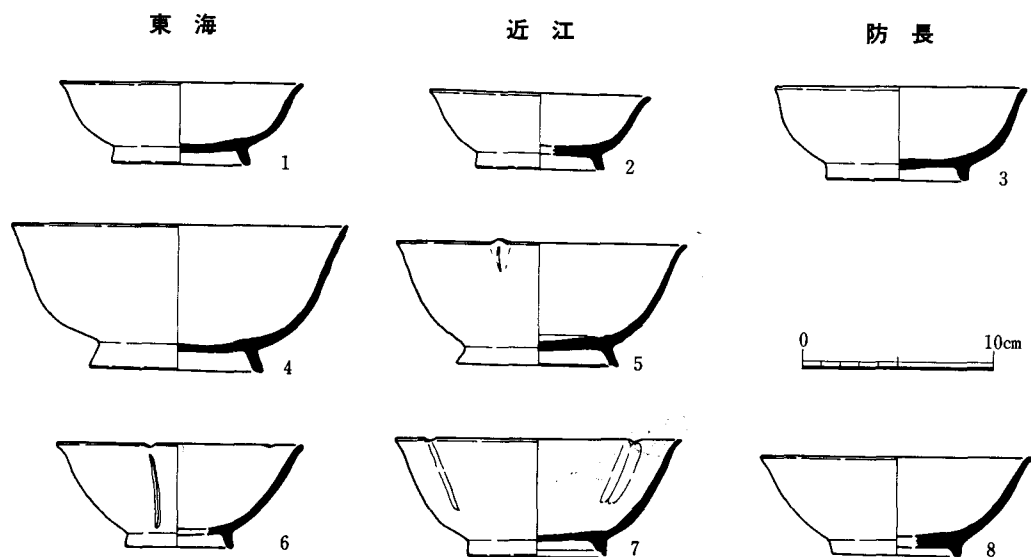


図2 10世紀以降における各産地の緑釉陶器

1：岐阜・北丘15号窯，2：平安京右京二条三坊SD13，3：福岡・寺田遺跡，4：東京・落川遺跡，5：滋賀・内堀遺跡，6：愛知・東山72号窯，7：平安京左京一条三坊(烏丸線立会17)井戸1，8：山口・周防国府。縮尺 1/4。

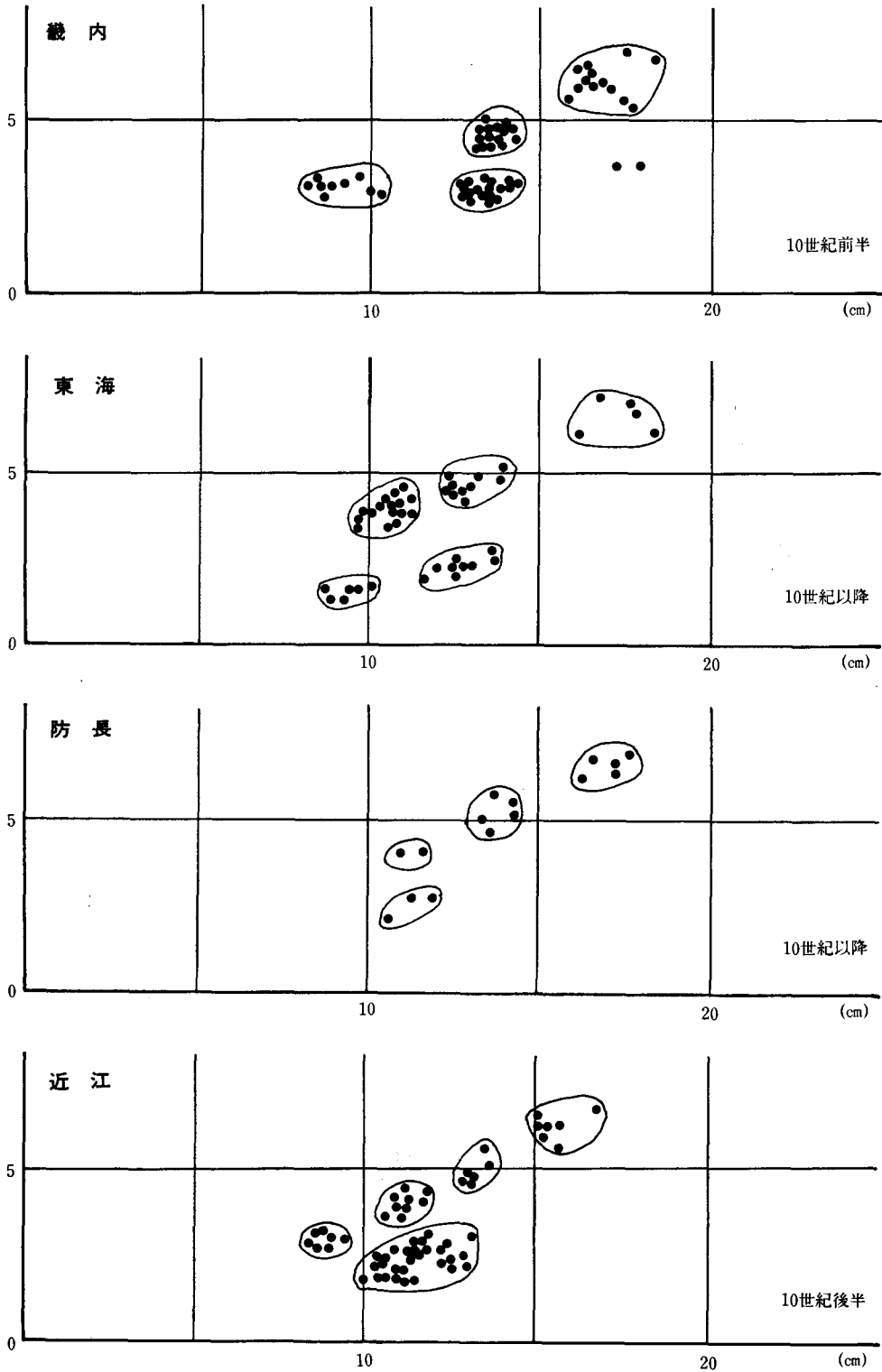


図3 10世紀以降における各産地の緑釉陶器法量分布図

前後のまとまりがある。防長でも、やはり東海の10世紀以降の様相と類似している。近江については、従来の畿内の小型碗の系譜を引くものと思われる8～9 cmの小型の碗があるが、他については概ね東海や防長とも一致しているとみなせよう。畿内についても、やはり9世紀代よりも縮小化傾向を辿っており、他の産地とそれほど大きな差は認めなくてもよからう。⁽⁵²⁾このように、9世紀代の法量規格が10世紀にはまったく異なる様相になり、しかも他の産地各地でもほぼ同様な法量分化を遂げることになる。先述のように、9世紀には『延喜式』の法量規定の適用を受けていたものと見られることから、10世紀には『延喜式』とは異なる新たな法量の規定が各地で共通に適用された可能性を考える必要がある。

その点は、生産内容だけでなく技術面からも指摘することができる。まずは、いわゆる色見の存在が挙げられる。色見とは、1次焼成の失敗品などの破片の一部に釉薬を施して焼成したもので、しばしば発泡を起こして釉も赤変している。これは窯焚きの状況を判断して、2次焼成による失敗を防ぐためのものとみられている。この色見の使用が9世紀にまで遡らないかは不明ながら、その出土を多く確認できるのが、美濃・近江・周防の3生産地である点は注目してよからう⁽⁵³⁾（論文末写真1）。

色見との関連の上で、素地補修といった一種の技法の存在も注目される（論文末写真2）。これは、これまで緑釉陶器ではほとんど注目されていなかった技法だが、素地焼成前の乾燥時あるいは1次焼成時に生じたひび割れなどの部分を陶土で補充することを指す。補修後に釉薬を施して2次焼成を行っている。このような素地補修を確認できるのは、現在までのところ、いずれも美濃・近江・周防で生産されたとみられる10世紀以降の製品である。⁽⁵⁴⁾十分な資料によって確認できたわけではないが、素地補修がなされたような個体は、それ以前には失敗品として2次焼成に用いられなかった場合が多かったとみている。⁽⁵⁵⁾つまり、新興の上記3生産地は、いわば歩留まりを良くするために、陶土充填による素地補修法と色見という手段を共通して積極的に活用していることになる。この他にも、例えば釉調は10世紀には濃緑色を基本とするようになっており、技術面と関連する共通した様相として挙げることができるだろう。⁽⁵⁶⁾

以上のように、新興の美濃・近江・周防については技術系譜において異なるものの、生産内容のみならず技術手法上においても共通性を持っており、各国を越えたつながりを確認できることになる。先述のように、須恵器生産は残存していたものの必ずしも窯業生産が盛んでなかった近江において在地須恵器工人によって緑釉陶器生産が開始された状況も考え合わせれば、中央からのなんらかのテコ入れが行われている状況を考えたほうがよいだろう。またその解釈によって、長門のように生産量の必ずしも多くない地域についても隣国の周防に生産地拡散が起り得た要因を説明し得るのではなかろうか。

ただしその一方で、丹波においては10世紀以降も上記の素地補修と色見は確認されておらず、器形などで指摘したように美濃などと異質な点が少なくないことにも注意すべきであろう。篠の成立に外的要因があったのか、それとも洛西からの自然流出だったのかを判断するのは留保する

としても、近江が生産を増大させた後にも旧来的器種のままでごく少量の生産を行っていたとみられることには、既に中央からの一元的な生産内容の規範が適用されていない状態を見いだすことはできよう。なお丹波と近江の関係は後述したい。

新興生産地の成立過程にはまだまだ検討の余地が大きい、少なくとも近江や周防については、なんらかの外的要因を想定したほうが理解しやすい。そして、その他の地域での緑釉陶器生産の開始についてはたとえ自然流出の結果だとしても、近江の成立段階では生産地を越えた規範や技術を確認でき、9世紀と同様に各地の操業において中央が一定の役割を果たしていた可能性が強い。ただしその一方で、篠のように10世紀の新たな生産規範から外れつつも生産が可能であったところに、9世紀と比較すれば緑釉陶器生産にさらに変質が加わっていたことを読み取ることができるのである。

(2) 生産体制

それでは、この時期の生産体制について検討しておきたい。

まず、丹波国に関しては、『西宮記』裏書の記述に、寛仁2年(1018)の敦良親王の元服の際に御酒具などを構成する「陶器」、つまり須恵器の製作が丹波国に命ぜられる例が確認される。⁽⁵⁷⁾ 当該期に丹波国で中央への貢納が命令されるほどの須恵器生産地は明らかに篠窯跡群において他にはない。そして、上記の文献記事の通りとすれば、伊野近富氏も指摘するように、篠窯跡群の窯業集団が国衙により把握されていたことを示すであろう。⁽⁵⁸⁾ もちろん、上記の記事は須恵器について述べるものであるが、篠窯跡群では緑釉陶器生産が在地須恵器工人により担われており、同様の状況が緑釉陶器生産にも想定されるであろうし、また緑釉陶器の生産は須恵器と比べ施釉などの工程を要し、釉材料の調達も必要とされるため、国衙がより強く関与していた可能性が十分に推測されよう。

伊野氏は、上述の指摘の一方で、篠窯における小型の特殊な窯の採用が官の力の及んだことを示しており、大膳職や内膳司が生産者の直接把握に乗り出したとみなし、10世紀前半以降11世紀第1四半期までは篠窯の窯業集団が寄人となることによって生産体制を維持したとしている。⁽⁵⁹⁾ しかし、生産工人が寄人化することは、それにより官物を対峙し国衙権力の支配から逃れるためであるはずだが、そうすると、先の文献にみえるように、11世紀初めの段階でもなお丹波国を通した須恵器の製作・貢納機能が維持されていた事実とは矛盾するであろう。小型窯の採用も9世紀代の洛西からの技術導入に伴うものとみられるが、より中央に直結するとみられる当該期の洛北では依然として窖窯による緑釉陶器生産が行われている。⁽⁶⁰⁾ よって、この窯の形態のみから中央官司による生産者の直接把握を考えるのは困難であろう。他には篠窯における寄人化の進行を裏付ける確実な史資料を筆者は確認しておらず、たとえそのような動きがあったとしても、それが篠窯全般にまで及ぶことはなかったとみるべきである。

また、注意しておくべきことは、篠窯の終焉とはほぼ連続するようにして篠窯とは谷を隔てた王

子瓦窯において法成寺に供給される瓦の焼成が開始されている点である。既に指摘されているように、この生産には篠の窯業集団が動員されたものとみられ、その生産を掌握したのはおそらく丹波国司であろう⁽⁶¹⁾。そうであるならば、このように国司による生産転換が図られてしまうことは、中央官司による直接的な工人把握、あるいは逆に言えば在地工人の寄人化が必ずしも進行していなかった点を裏付けるものともなろう。そしてその一方で、この国司による生産転換には、窯業集団が国司からの関与の手を完全に離れて、独自に私的生産を展開させていたわけでは必ずしもないことをも推測させるだろう。

ただし、丹波国司による法成寺所用瓦生産の開始は、上原真人氏が指摘するように、所課国制による諸国の負担が正税種などによるものから私物によるものへと変質する時期の直後に当たっており、受領の成功という側面で把握できる可能性が高い⁽⁶²⁾。とすれば、その瓦生産は『延喜式』にみえるような正税の支出による国衙工房の存在形態とも異質なものであり、その生産体制がいつまで遡りうるかが問題となる。10世紀の丹波の緑釉陶器生産は前節で述べたように他地域と異なる様相をもつことから考えて、既に10世紀代から中央との結び付きを弱めて国司との私的な結合が成立していたことは十分に考えておかねばならない。

ただ、篠窯跡群は9世紀代に壺や鉢などを平安京に供給するとともに、丹波の在地への供給を主目的に供膳形態を生産するといった二相的な供給体制が採られており、この二相性は緑釉陶器生産が開始してからも継続している。ところが、篠での瓦生産の開始とともに在地向けの生産が切り離されてしまうことになり、そこで生産が大きく変質している。丹波の瓦生産の開始時期に修造諸国が律令財政による負担を行わない形へと変質したとすれば、むしろこの瓦生産の開始をもって生産体制もさらに大きく変質したことを推測するのがおそらく自然ではなからうか。

なお、浅香年木氏は、丹波国奄我荘や胡麻荘が雑器の貢納・負担をしている点に着目し、それを先に記した『西宮記』裏書⁽⁶³⁾に見られる丹波の須恵器生産の延長で把握しているが、これは明らかにそのように考えるべきではない。奄我荘は天田郡、現在の福知山市に、胡麻荘は船井郡、現在の日吉町付近に比定され⁽⁶⁴⁾、亀岡市篠町付近に分布する篠窯跡群とは、同じ丹波国でも地域を大きく異にしている。また、前者の貢納の記載は平治元年（1159）、後者の荘園の成立は久安元年（1145）であり、11世紀前半代で須恵器や緑釉陶器の生産が終焉を迎えた篠窯跡群との連続性は考え難い。よって、篠窯跡群においてある時点で荘園による生産体制へ移行したことを考える必要はなからう。

次に美濃については、田口昭二氏が多治見における施釉陶器生産を神宮領池田御厨と関連づけ⁽⁶⁵⁾ており、前川要氏もそれを根拠にこの美濃を荘園における生産と判断している⁽⁶⁶⁾。田口氏の立論は、美濃の灰釉陶器窯の分布と成立時期が池田御厨と一致する点を主な根拠とするものであるが、実年代観の修正により上述の類推は現在の知見からは成立しない。つまり、田口氏の立論の時点では、11世紀前半に美濃の灰釉陶器生産が開始するとみられていたが、現在では9世紀後半代に遡ることがほぼ確実であり、緑釉陶器生産も10世紀代には始まっているのである。文献資料として

むしろ注目されるのは、『小右記』に万寿2年(1025)のこととして尾張国・美濃国に灰釉陶器とみられる「(白) 瓷器」の貢納を命じている例がみえる点である。⁽⁶⁷⁾この記事から判断すれば、11世紀初めの尾張・美濃についても丹波の記事と同じく国衙が一定程度窯業生産を把握していたことを考えるべきである。⁽⁶⁸⁾そして、原材料の確保などで灰釉陶器より手間を要する緑釉陶器の生産においては、より国衙の関与が強かったであろう。⁽⁶⁹⁾

周防については、やはり窯自体が確認されていないものの、窯道具である三叉トチンの出土は国庁推定地南東約500～600mほどの国府津推定地付近に集中しており、⁽⁷⁰⁾周防国府周辺での生産や製品搬出に当たっての管理が想定され、国衙の関与を無視できない。この点は、長門と同様である。また、生産内容としても美濃との共通性を読み取れるので、生産面における中央からの規範と国衙の指導の存在を考えるべきだろう。

近江については、浅香年木氏が近江の緑釉陶器生産と香荘(香御園)の「雑器役」との関連を指摘している。⁽⁷¹⁾しかし、筆者も既に触れた通り、浅香氏の見解には従うことはできない。⁽⁷²⁾なぜなら、浅香氏が推測したような香之庄東方の愛知郡愛知山西麓一帯には緑釉陶器窯の分布が現状では認められず、緑釉陶器窯はむしろ蒲生郡側に存在しており、また香荘の成立時期は長治元年(1104)であり、明らかに緑釉陶器生産が終焉を迎えた後だからである。したがって、上記の雑器に緑釉陶器を当てることはできず、近江の緑釉陶器生産が荘園制的な体制によるものと推測することもできない。

その一方で丸山竜平氏を初め先学諸氏が注目しているのは、永承2年(1047)の興福寺金堂再建において近江が所用瓦の生産を申し出ていたとされる点である。厳密には「諸国」が各々その本國で金堂の瓦を焼造したい旨の希望が出されたと記されているのであって、⁽⁷⁴⁾近江が申し出ていたとまでは明記されていないが、⁽⁷⁵⁾金堂再建に割り当てられていた7ヶ国には近江が含まれていることから、当然近江が所用瓦の生産を申し出ていたとみるのが自然であろう。そして、近江においてこの時期前後まで窯業生産が行われていたのは土師器や黒色土器などを除けば緑釉陶器生産のみである可能性が高く、既に指摘のあるように、⁽⁷⁶⁾国衙が近江の緑釉陶器生産を利用しようと企図していたことが十分予想される。もしその想定通りだとすれば、そこには丹波の瓦生産開始と同種の状況が推測されることになり、緑釉陶器生産が国司の関与を受けうる存在にあったことを暗示する史料となるだろう。

この他に考古資料から生産体制を考えた研究としては、日永伊久男氏の論考がある。日永氏は、作谷窯の窯体構造の検討に基づき、近江の緑釉陶器生産に京都・洛北の官営瓦窯からの技術系譜を想定し、官窯としての生産を推測している。⁽⁷⁷⁾しかし、別稿でも述べたように、上記の窯構造は洛北官営瓦窯とも窯体構造としては異質で、ロストル式の窯はそもそも洛北でも緑釉陶器生産の窯ではない。⁽⁷⁸⁾よって、近江の作谷窯のみを根拠に中央の官窯からの系譜あるいは官窯としての生産体制と判断を下すわけにはいかないし、中央官営工房の出先機関としての生産も考えるべきではない。むしろ筆者として重要視したいのは、先述のとおり近江には美濃や周防などと共通した

規範が適用されており、生産国が国家的な再編を受けていたとみられる点である。このことから、近江も周防や美濃などと同様の生産体制であったと判断するのがむしろ妥当であろう。

残された三河に関しては、十分に検討していないので今後の課題としておく。

以上の点をまとめると、この段階に成立した生産国の生産体制については、少なくとも従来指摘されているような荘園内での新たな生産体制を考える根拠は乏しく、むしろ国衙による生産への関与が想定されることになる。もちろん、9世紀代の生産体制の検討でも指摘したように、基本的には在地の窯業生産に依存するところが大きく、国衙が生産物の全面的収奪を行うことは10世紀以降についても考えられない。その点を含めた上で、10世紀の生産体制は9世紀以来の延長的側面で見えらるものと言えるだろう。また、先述したように東海・近江・防長の器形や法量などが概ね一致することから、中央より新たな規定が設定されていたことが推測され、なんらかの形で貢納が新生産国を巻き込む形で存続していた可能性がある。『延喜式』の規定のように用度を正税から支出するような生産が正税の枯渇が進行するなかで残存していたかについては、不明と言わざるをえない。ただ、10世紀後半以降新たな器形が生まれていないことから知られるように、徐々に中央からの関与の度合も弱まっていった状況は窺い知ることができる。

(3) 史的背景

第3次拡散の要因を考えるには、新興生産地の成立時期が問題となるが、現状では資料不足のため厳密には確定し難い。ただ、議論の前提となるので、ここで再整理しておきたい。

まず、篠窯跡群では、10世紀前半の前山2・3号窯が現在知られている最古段階の緑釉陶器窯であるが、西長尾A地区では粗雑な陰刻文様を持つ段皿が出土しており、これは緑釉陶器素地である可能性が高い。⁽⁷⁹⁾ 陰刻文様は10世紀以降にはほとんど施されなくなることから、時期も9世紀末に遡る可能性がある。また、10世紀代の篠窯産緑釉陶器で主体の碗皿類は稜碗・稜皿形態であるが、その形態は他の産地ではむしろ9世紀後半代が盛行期で10世紀以降にはほとんど生産されていない。したがって、篠への技術導入が9世紀代まで遡り、その残存形態として篠のみ稜碗・稜皿が生産されたと考えべきだろう。

また、美濃では大針4号窯において緑釉素地とされている手付瓶が出土しており、これが搬入品ではなくてこの窯の製品とすれば、美濃の開窯時期は9世紀末頃に遡ることになる。周防については、10世紀後半の操業が確実で、周防国府跡から稜碗の素地片が出土していることから周防での生産が9世紀末頃まで遡る可能性がある。⁽⁸¹⁾ 近江については、10世紀後半が盛行期である。開窯は10世紀第1四半期に遡るといふ説も出されており、その可能性は今後の検討を要するところだが、⁽⁸²⁾ 緑釉陶器の消費状況として篠が主体であった地域において近江がその位置に取って代わることを考えれば、丹波の開窯が近江より先行したとみるのが妥当であろう。三河に関しては、灰原出土品が折戸53号窯式、窯内出土品が東山72号窯式前後になるようであるから、今のところ10世紀以降に窯があることを指摘できるに留まる。

第3次拡散の新生産地の成立時期が不確定な現状ではあるが、少なくとも操業の盛行時期からすれば、丹波・篠窯跡群が10世紀前半を中心とするのに対し、それ以外はいずれも10世紀後半に下っており、異なる様相を持っている点には注意せざるを得ないだろう。もし、生産の盛行期が開窯時期を反映するとすれば、丹波と近江・美濃・周防では若干の時期的なずれが存在することが推測されよう。また、先述してきたように、丹波とそれ以外の生産国とでは生産内容や技術などの諸側面からみて区分して扱うのがふさわしい。そこで、本稿では丹波がやや先行して成立し、それに若干遅れて他の生産国が成立したとして議論を進めておきたい。ただし、今後の調査の進展によって、美濃・周防などが丹波と同様の早い段階で成立したことが確実となれば、以下で挙げるような丹波・篠と同様の背景でそれらの生産が開始し、次の段階でおそらく近江を含む形で新たな生産体制が生まれたものという動きとなろう。

それではまず、丹波の篠窯からその成立要因を考えてみたいが、緑釉陶器窯の成立時期如何によって背景の評価が当然異なってくる。具体的には、9世紀後半でも第3四半期に近い時期に成立しているのか、あるいは9世紀末頃に開窯する⁽⁸³⁾のかである。ここでは、両者を考慮して推論を試みることにしたい。

前者であれば、いまだ旧来の緑釉陶器生産地が活発に生産を行っているため、第2次拡散の延長として、生産地の拡散が起こったことになろう。平安京における緑釉陶器需要の増大によって洛西など旧来の生産地では十分に賄えず、山城の隣国であり、しかも須恵器の一大生産地である篠への生産地拡散が起こったとなれば、ごく自然な動きであろう。

後者の9世紀末から10世紀初め頃の成立とすれば、この時期において注目されるのは、洛西を初め旧来の生産地がやや衰退化傾向を辿る点であろう。そうなると、これまでの生産地の変動とそれに伴う供給量の減少を受けて、篠が成立することになろう。

10世紀前半の平安宮の資料では、畿内産、特に篠産と思われる緑釉陶器の比率が高いようである⁽⁸⁴⁾。これは、緑釉陶器生産の変動にいち早く対応したのが、平安京近郊の篠であったことを示しているだろう。篠の成立時期はともかくとしても、上述の点は、平安京に近接しており、従来から大規模な須恵器生産を行っている篠の緑釉陶器生産の拡大が不可避であり、平安宮の出土例をみてもそれが中央から積極的に押し進められた可能性を考えた方がよいのではなからうか。

一方、その他の各生産地は、どうであろうか。それを考えるには、新興生産地の成立が、旧来的な生産の変動に伴った既存の生産地からの技術流出なり自然な拡散と捉えられるのかという点が問題となるが、開窯期の様相が不明な現状では確実な判断ができない。ただし、近江の成立に代表されるように、10世紀代には外部からの生産体制の再編が推測されることは先に記したとおりである。そこで、近江と篠の関係から少し考えてみたい。篠は先述のように旧来的な生産内容を保持しており、その点からすれば、この新たな再編に当たって、丹波が組み込まれていなかったと判断せざるを得ない。また供給地から考えれば、近江は丹波篠を初めとする畿内の生産役割を受け継ぐものとみられる⁽⁸⁵⁾。つまり、篠の生産に代わる恒常的な緑釉陶器生産地として新たな位

置付けの下に近江の成立が図られたことになろう。ではなぜ、篠が10世紀前半頃の緑釉陶器生産地として再編の対象にならなかったのだろうか。種々の可能性があるだろうが、1つの仮説として篠には先述の『西宮記』の記事にみられるような須恵器貢納国としての本来的な役割があり、それが国家的な貢納物の把握においては優先された可能性があるのではなからうか。丹波では10世紀中頃から後半には緑釉陶器生産が縮小するものの、篠産の鉢が西日本を中心にしつつも依然全国的に流通することになる⁽⁸⁶⁾。この点は、丹波での窯業生産力の衰退に伴う緑釉陶器生産の縮小化ではないことを示しており、篠が須恵器窯跡群としての色彩を再び取り戻すことが窺え、上記の仮説に沿う考古学的な事象と言えるのではなからうか⁽⁸⁷⁾。

とするならば、生産の再編にはやはりなんらかの国家的な取り組みがあったことを想定した方がよいように思われる。10世紀後半には周防でも一定量の生産が行われており、10世紀前半代における国家的な再編の企図するところは、おそらく旧生産地の隣国における緑釉陶器生産を振興することによってその生産を立て直し、9世紀と同様の生産・供給体制を築くことに目的があったものと推測できるのではなからうか。長門の隣国として豊前などでなく周防で生産が行われた背景についても、鑄銭司の長門から周防への移動があったことを推測でき、上記のような国家的再編を想定すれば非常に解釈しやすい。

さて、以上のように緑釉陶器生産において10世紀前半代頃に国家的な再編が行われたとすれば、注目されるのはこの時期前後が律令的なまとまった取り組みとしては結果的に最後となる点である。もちろん、この時期を単純にそのような側面だけで捉えることは妥当ではないが、平安期緑釉陶器の生産はあくまで9世紀初めに成立したもので、その再編を指向するあり方をみれば、復古的とも言える諸政策が出される国家的な動きと重ね合わせる方が理解しやすくなるのではないだろうか⁽⁸⁸⁾。また、手工業生産部門で言えば、皇朝銭である乾元大宝の鑄造が行われるのが天徳2年(958)であり、この乾元大宝を最後に皇朝銭の鑄造は行われなくなる⁽⁸⁹⁾。緑釉陶器生産についても、この10世紀前半～中葉の再編を最後に生産地の拡大や新器形の規定など国家の積極的な介入とみられる現象がほとんど認められなくなる。これは、皇朝銭のあり方とも類似したあり方と言えるだろう。このような点から考えて、この時期における緑釉陶器生産地の再編は、その生産の変動を受けて立て直しを図ったもので、中央による復古的な政策の一環として捉えるべきものと判断したい。

4. 平安期緑釉陶器生産の衰退

(1) 既往の諸説の再検討

大きくみれば3次にわたって緑釉陶器生産地が拡散を遂げた後、10世紀後半には生産の安定期となる。消費状況については、9世紀後半代と比較すれば平安京のみならず地方においてもさらに緑釉陶器の使用層が拡大していた可能性が強い⁽⁹²⁾。この点は公的な用途にとらわれない使用形態

の増大傾向を示しており、10世紀の生産の再編後も9世紀後半頃からの動きの延長的な側面として理解されるであろう。また、より入手層の拡大した製品の広域流通という点では中世の陶器流通とも通じうる側面をも持っているといえよう。

ところが、このように盛んに操業が行われていた緑釉陶器生産も11世紀前半代にはほぼ終焉を迎えることになる。以下では、この緑釉陶器生産が衰退した要因を検討してみたい。

まず、既往の研究を再検討しておくことにする。第一に取り上げたいのは、輸入陶磁器の普及に伴い緑釉陶器そのものが不要になったとする説である。確かに、11世紀後半以降の白磁の流入量の激増は重要な契機の可能性がある。そこで平安京出土土器の構成比率を確認しておく、例えば11世紀初め頃には平安京で出土土器の約10%程が緑釉陶器であり、灰釉陶器も含めれば20%近くになる例を確認でき、⁽⁹⁴⁾基本的には少なくとも10%程度は施釉陶器が占めているもの⁽⁹⁵⁾と言える。ところが、それらの国産施釉陶器の生産が衰退した11世紀後半や、さらに下って12世紀の資料でも、輸入陶磁器は確かにそれ以前より増加はしているものの、北部九州を除けばその比率は必ずしも高くなく、平安京周辺では国産施釉陶器に代わるほどの量には達していないようである。このような点に次に掲げる文献史料も加味すれば、輸入陶磁器の流入が直接緑釉陶器生産を終焉へ導いたという考えは首肯し難いではなからうか。

第二として、需要層の嗜好の変化というものも考えられるかもしれない。⁽⁹⁷⁾例えば、11世紀中頃以降、輸入陶磁器は越州窯系青磁が見られなくなり、華南産の白磁が主体となる。これに伴い、緑の容器への嗜好が薄れることも十分考えておかねばなるまい。ただし、緑釉陶器は11世紀後半以降であっても出土する例がみられることから、⁽⁹⁸⁾生産は中止されても使用され続けていたものであって、需要が急減したかどうかは問題となろう。また、永久5年(1117)の文献の記録では青瓷器すなわち緑釉陶器が不足しており、白瓷器に緑青を塗って使用しているという記載も見られ、⁽⁹⁹⁾緑釉陶器の需要が11世紀中葉段階で消滅したわけではないことがわかる。故実書としての性格は考慮すべきであろうが、上記の点は天永2年(1111)成立の『江家次第』に尾張青瓷が見えることから窺われる。したがって、需要側の要因も無視できないが、そのみを考えるよりも、むしろ緑釉陶器の生産自体にその終焉の主たる背景を求める方がよいのではなからうか。⁽¹⁰⁰⁾

そこでまず考えられるのが、既に指摘されている原材料としての鉛の不足である。⁽¹⁰¹⁾『小右記』万寿2年(1025)の記載に、⁽¹⁰²⁾藤原道長が法成寺瓦料に宛てるため豊楽殿の鴟尾を盗みとらせようとしたことが伝えられており、それが緑釉瓦の釉材料を得る目的であった点を既に小林行雄氏が指摘している。⁽¹⁰³⁾そして、上原真人氏はこの記事をもとに当該期において釉原料の鉛の不足が深刻であったと判断している。⁽¹⁰⁴⁾これらを承けて前川要氏は鉛不足を緑釉陶器終焉の要因とみなしているのである。それとの関連で着目したいのは、鑄銭司の動向である。先述の通り、鑄銭そのものは10世紀中頃を最後に行われなくなるものの、その官司・工房の機能の存続としては少なくとも11世紀初め頃まで認められ、その機能停止は11世紀前半代とみられている。⁽¹⁰⁵⁾鑄銭司の機能喪失が銅や鉛の生産悪化に拍車をかけ、緑釉陶器生産に必要な鉛を陶器生産地で入手し難い状況が生まれ

たことは予想され、ひいてはそれが生産終焉への契機ともなった可能性は高いだろう。

ただし、鉛の欠乏がどれほどまでに進行していたのかはいまだ検討すべき点が残されている。例えば、皇朝銭では時期が下るに従い、銅の占める割合が減少し鉛の割合が増加傾向を辿って⁽¹⁰⁶⁾いる。また、長登銅山跡山神製錬遺跡の昭和59年度の発掘成果ではA地点において鉛の製錬が行われていたことが報告されており、その時期は10～13世紀を中心としている。⁽¹⁰⁷⁾11世紀以降の操業の管掌者などその生産の実態は問題が残るにしても、鉛の生産は一定程度継続していた可能性が考えられよう。さらに、11世紀後半以降も緑釉土塔の生産が行われていたとみられることから、原材料が皆無となったとはいえ、その欠乏の中でもなんらかの生産の維持が行われていても不思議はない。しかし、実際は各地の緑釉陶器生産が無釉化や部分的な施釉などの質的な転換を図ることによって、新たな供給を行う生産体制に移行しながら残存するということが認められないのである。したがって、緑釉陶器そのものの生産が行われなくなる背景に釉原料の枯渇を想定できても、緑釉陶器生産地そのものが維持されない点にはもう少し別の側面も考慮すべきものと思われる。

(2) 史的背景

それでは、上述以外の要因はないかを考えていくために、須恵器生産など他の窯業生産も含めて平安時代の動きを再整理しておきたい。まず、8世紀後半から9世紀前半頃は、西日本を中心にして郡に近い密度で営まれていた須恵器生産が衰退化現象を確認できる時期である。またその一方で9世紀初めは、本稿で取り上げた緑釉陶器生産や灰釉陶器の生産が開始し、奈良時代までと異なる土器様相、いわば平安京的な土器様式の成立期でもある。そして、10世紀になると一部地域を除いてほぼ全国的に須恵器生産地が終焉を迎える。施釉陶器生産においても旧来的産地が衰退化傾向を辿る変動が起こる時期であるのは先述の通りである。さらに、11世紀前半代にはこの緑釉陶器生産がほぼ終焉し、後半には灰釉陶器生産も施釉を行わない、いわゆる山茶碗に変質する。大局的に見れば、上記の3時期は、それぞれ窯業生産が変質する過程の3つの段階と捉えられるのではないだろうか。

須恵器生産衰退の背景に関しては、細かな検討を必要とするところであり、本稿では十分に取上げることはできない。ただ、例えば古墳時代から奈良時代にかけての日本最大の窯跡群である和泉・陶邑窯跡群の衰退などに対して、既に先学諸氏により窯業集団の構造変化や旧来的な生産体制の崩壊が指摘されている通りであり、やはりその点は考慮せざるを得ない。⁽¹⁰⁸⁾須恵器生産は、中世以降にも新たな展開を遂げるが、供膳具としての生産では古代を特徴づける窯業生産物であり、その段階的衰退の延長上に施釉陶器生産の終末が来ることには注目せざるを得ないだろう。つまり、須恵器生産に代表される古代的ともいえる窯業生産の衰退の流れの帰結点として緑釉陶器生産の終焉が位置づけられる可能性を検討すべきだということになる。

そこで、この点をもう少し考えるために、他の手工業生産における緑釉陶器衰退期の動向に注

目したい。先に記した通り、鑄銭司の機能停止は11世紀前半代と推察されている。当時の国家体制にとって最も重要な手工業生産部門の1つであり、地方に置かれながらも中央権力によってかなり直接的に維持されていたとみられる生産工房がこの鑄銭司であり、その実質的な消滅がこの緑釉陶器生産衰退期頃に当たっているのである。もちろん、鑄銭司の機能停止には鑄銭事業固有の要因もあろう。しかしながら、緑釉陶器生産は本稿で示したように窯業生産の中では最も国家的な関与が強いとみられる生産部門であり、鑄銭とも原材料などにおいて関連性を無視しえない。この点を考慮すれば、その内容と時期から見て、手工業生産として錢貨生産と緑釉陶器生産とに共通の背景が存在していたことを想定するのもあながち無稽な考えではなかろう。

その他の手工業生産でも、例えば東大寺の修造機構が官営工房的性格を喪失するのは、10世紀末から11世紀初頭の時点に求められるとされている⁽¹⁰⁹⁾。官繕関係では、より中央に直属する木工寮・修理職などが官営工房として上記よりも遅くまで体制を残存させており、考古資料からも上原真人氏が平安京周辺の中央官営工房における瓦生産が中世的生産体制へ変質を遂げる時期は12世紀中葉だとしている⁽¹¹⁰⁾。そのような点からすると、上記の寺院工房の在り方は、畿内といえども大和に拠点を置く令外の官営工房として、より鑄銭や緑釉陶器の生産と対比されうる位置にあるのではなかろうか。また、先に触れた通り、丹波の瓦生産の開始も受領による私的な手工業生産の把握として捉えるならば、まさに連関する動きであり、それによってこれまでの国衙を通して中央からの一定の規制を受けていた篠の生産が崩壊することは緑釉陶器生産の終焉の背景を示唆するものと言えるだろう。

より一般的にも、文献資料の検討に基づく浅香山木氏による指摘によれば、この10世紀末から11世紀前半頃に、それまで官営工房として生産されていた部門において、私営工房化が進行し工匠集団の新たな組織が生まれるとされており、注目に価する⁽¹¹²⁾。この時期の上述の動向を考え合わせれば、緑釉陶器生産の終焉に至る要因としては、より本質的には手工業生産の変動の中で旧来的な生産を維持できなくなったという側面が無視できないのである。

さらに、この緑釉陶器生産の衰退期の意味を考えるために着目したいのは、官衙関係の遺跡の消長である。10世紀代、特に後半末頃には国府政庁域の機能喪失あるいは国府自体の移転が認められ⁽¹¹³⁾、11世紀以降には先述の地方官衙の変動の中でも維持されていた大宰府政庁や大宰府鴻臚館などが変質または衰退を遂げている⁽¹¹⁴⁾。該期の国家体制の中で最も重要な位置を占めていたと思われる地方の一大拠点においても、中央による旧来的な形での維持が困難になっていくという時代の潮流は認めざるを得ない。そして、上記の時期において国衙を巡る在地勢力層の大きな変動が存在したであろうことは想像に難しくなく、それがひいては国衙の関与が一定程度想定される緑釉陶器生産においても衰退化への一因となったことは必至であろう。

以上の私論は、緑釉陶器生産の終息の背景として、国家的な広い動きの中に素因を見いだそうとするものだが、宇野隆夫氏は国家の役割をより積極的に評価し、窯業生産体制が国家的に再編された結果であるとみている⁽¹¹⁵⁾。この点については、本章で取り上げた文献の記載にみられるよう

に、中央においても緑釉陶器需要が残存していながら入手できないであることを考慮すれば、中央からの積極的な生産転換を想定するのは困難であろう。宇野氏の推論は鑄銭事業に関して言及するものではないが、鑄銭司の機能喪失もこの時期における国家の主導的再編をみる仮説では明らかに説明することができない。なぜなら、鑄銭司は闕官ながらも官司名としては後の時期まで残存しており、この時期に統廃合などの再編の処置が行われているのではないからである。ただ、緑釉陶器生産の終焉は、一部地域で時期差があるのかもしれないが、11世紀前半代頃ではほぼ時を同じくしているようであり、外的な契機があったことは予想しておかねばならない。それには、上述の状況から判断して、この時期の中央による生産体制の能動的な再編よりも、生産保持の放棄をむしろ考慮すべきであろう。⁽¹¹⁷⁾

改めて整理すると、緑釉陶器生産の途絶は、需要の減少や釉材料の枯渇を1つの契機としうるが、生産地としても維持されなくなる点の背後には、この時期の国家体制の変動を受けて他の手工業分野にも現われるような生産の変質の中で、緑釉陶器生産において新たな編成を組むことができなかつた点が挙げられるものと思われる。それは古代的な土製食器の生産体制において最後まで多少なりとも中央による関与を受けていた生産部門の消滅を意味するものだと判断される。緑釉陶器生産の終焉はすなわち、焼物生産における古代の終焉を象徴するものであったと言えるのではなかろうか。⁽¹¹⁸⁾

5. 結 語

本稿では、平安時代の緑釉陶器の展開と終焉を検討対象とし、その実態と歴史的背景を追究してみた。最後に、本稿の検討結果をまとめれば以下ようになる。

9世紀後半は、9世紀前半に緑釉陶器窯の操業を行っていた尾張・山城において、その国内で生産地の拡散が確認できる。これには、中央の介在による共通規範の設定が行われつつも、基本的にその生産国内の技術により窯場の拡散がなされた状況が認められる。その生産体制としては、国衙による一定の関与が認められるものと判断した。また、生産地拡大には、9世紀前半からの連続的發展に加えて、儀式容器にとらわれない新たな需要の増大が背後にあったものと推測した。その一方で、長門ではおそらく伝統的な生産基盤の薄弱さなどのために、他地域のように十分な生産の拡大は達成できなかったとみられる。要するに、この時期には9世紀前半からの延長的側面と緩やかな変質を認めることができるだろう。

10世紀前半には、9世紀に生産を行っていた旧来の生産地が衰退化現象をみせる。この時期は、全国的に須恵器生産の衰退化現象が認められる時期であり、緑釉陶器生産だけの問題というよりも、古代的な窯業生産の衰退の流れの中で捉えられるものであろう。その背景には、窯業生産に関与していた国・郡衙権力の変質が存在したものと思われる。この時期には、旧来の生産地の衰退の一方で、丹波・美濃・近江・周防・三河などの新たな生産地が成立する。それらの新生産地

のうちのいくつかは、技術流出の結果の可能性が残されるものの、近江や周防の生産量拡大には9世紀代の緑釉陶器生産・供給体制を再現するために、旧生産地の隣国に梘子入れすることによって国家的に生産が再編成された可能性を推測した。それは、おそらく10世紀前半代の復古的ともいえる諸政策と対応させ得る動向であろう。それとともに、丹波の操業内容などからは9世紀代までの国家的掌握が比較的大きい段階から変貌を遂げつつある状況も窺われ、その二面性のなかでこの段階が捉えられるものと思われる。

10世紀後半以降は、10世紀前半に再編された生産体制の自然な延長として捉えられる。ただし、9世紀後半のような生産地の拡散や生産内容の多様性はなく、消費面では一層の受容層の拡大が進行する。

11世紀中頃には、緑釉陶器生産はほぼ終焉を迎えることになる。これには、様々な解釈が試みられているが、必ずしも需要が消滅したとは言えないため、生産側の要因がむしろ大きかったと考えた。原材料の鉛の不足も一因ではあっただろうが、より規定的な条件は旧来的な生産が維持できなくなったという生産体制自体の変質に求められると想定した。

以上の検討結果からすると、平安時代の鉛釉陶器生産は、奈良時代に典型的にみられた中央官営工場の独占的な体制から、国衙を通して中央が一定の関与を行うことがありながらも、実質的には在地の窯業生産に依存した生産体制に変容したことが大きな特質だったと判断される。すなわち、技術や労働力における地方依存体制への移行である。これは、古墳時代以来続いていたとみられる窯業技術力における畿内の卓越性が結果的にはこの時点で崩れたことをも意味するであろう。特に精緻な陰刻文様をもつ優品を生産する猿投窯の成立は、東海が畿内緑釉陶器生産を優越することになった点を明示するものであるし、それが後に『江家次第』などの文献に「尾張青瓷」として散見されるようになることにもつながるのであろう。

製品の流通については本稿では詳しく触れられなかったものの、おそらく中央を介さない形で製品の全国的な広域流通が行われていたものと判断される。中世には、土師器系統の生産を除けば、広域流通品を生産するような窯業部門は主導的な地域が畿内から東海などの畿外へ移ることになるが、平安初期における鉛釉陶器生産の変質はそれへの先駆的な動きともみなすことができる。ただし、生産における畿外の優越や広域流通の開始は確かに中世への萌芽であるが、緑釉陶器に関するかぎり消費量的に見て中世に典型的な日常雑器としての製品流通にまでは至っていない。おそらくその端境期的な側面にこそ平安期緑釉陶器生産の存立する史的位相を見いだすことができるのではなからうか。

また、中世以降に在地主体の生産として展開せず、緑釉陶器製作技術が基本的に在地に根付くことがなかった点も注目されよう。これには、その生産体制が重要な要因となっていたことは推測に難くなく、中央やその下部機関としての国衙の後ろ楯なくしては存続させることができなかつた⁽¹¹⁹⁾のだろう。ここに古代における国家的な技術移植の結末の一例を垣間見ることができるものと思われる。緑釉陶器生産地で後の時代までも操業を維持できたのは、東海の灰釉陶器・山茶碗

生産と畿内洛北の白色土器生産の2つの系譜を引くものだけであった。前者は民需品として的大量生産に変質しており、後者は平安宮などの特殊な需要に応えるものとして成立するというように、それらは両極化した姿を見せている。しかし、そのいずれもが既に10世紀代頃から上述の新たな性格への変質を遂げており、それがために11世紀の緑釉陶器終焉においても両地域のみが生産を継続できたと判断されるのである。

そして、この緑釉陶器生産の途絶によって、9世紀前半代あるいはそれ以降にも中央側として企図していたと思われる緑釉陶器生産国の布置、つまり畿内・東国・西国という画一的ともいえる形態が破綻を来すことになる。これ以降は、畿内洛北以外では東海の灰釉陶器あるいはその系譜の焼物生産のみが残存していくというように、それ以前と比べ地域的特質に沿った形で手工業生産が展開するようになるものと思われ、この点にも時代的特徴が現れているだろう。

本稿で述べてきた諸点からすれば、平安期緑釉陶器生産は、奈良時代の生産から変質し中世への萌芽の様相を見せつつも、最終的には古代的な生産体制に留まっていたという点で、まさにその時代の産物であり、その時代を特徴づける手工業生産の1つであると言えるであろう。

付記

本稿は、修士論文の一部をもとにまとめ直したものである。修士論文の作成に当たっては小野山節先生にご指導いただき、菱田哲郎氏ほか京都大学考古学研究室の諸学兄からも種々ご教示を受けた。また、本稿の内容の一部は、考古学研究会関西例会において発表の機会を得ており、会出席の各氏よりご教示を賜わった。さらには、古代の土器研究会会員を初めとして下記の方々からは種々のご指導、ご鞭撻を賜わっている。資料の実見などに当たっては、ここでは御名前を逐一掲げないが、さらに多くの方々のお世話になっている。末筆ながら、ここに深謝の意を表します。

上村和直、宇野隆夫、岡田茂弘、小森俊寛、佐藤隆、佐原真、白石太一郎、巽淳一郎、都出比呂志、平尾政幸、前川要、森郁夫、森隆、吉岡康暢、吉田孝（順不同、敬称略）。

註

- (1) 平安期の緑釉緑彩あるいは白釉緑彩陶器なども、この緑釉（単彩）陶器に含めて扱うことにする。
- (2) 奈良三彩に関しては、以下の文献を参照されたい。正倉院事務所編『正倉院の陶器』（日本経済新聞社、1971年）、田中 琢「鉛釉陶の生産と官営工房」（『日本の三彩と緑釉』、五島美術館、1974年）、同「三彩・緑釉」（『世界陶磁全集』第2巻〈日本古代〉、小学館、1979年）、巽淳一郎「陶磁（原始・古代編）」（『日本の美術』235、至文堂、1985年）、西弘海「奈良三彩の造形意匠について」（『土器様式の成立とその背景』、真陽社、1986年）。
- (3) 平安期に入るが、8世紀末から9世紀初め頃には、京都市左京区の栗栖野21号窯において多彩釉陶器の生産が行われている。この窯は京都洛北の岩倉・栗栖野瓦窯跡群に含まれるもので、奈良三彩の生産形態として官営とみられる畿内の瓦窯に付属する形のもが存在したことは間違いなからう。（財）京都市埋蔵文化財研究所『栗栖野瓦窯跡発掘調査概報』平成4年度（1993年）。
- (4) 拙稿「防長産緑釉陶器の基礎的研究」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第50集、1993年）。
- (5) 拙稿「平安初期における鉛釉陶器生産の変質」（『史林』第77巻第6号、1994年）。
- (6) 窯跡群の区分や名称に関しては、拙稿「近江産緑釉陶器をめぐる諸問題」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第57集、1994年）を参照されたい。
- (7) 既往の編年案に必ずしも問題点が含まれないわけではないと考えており、詳しくは別稿を用意することにした。
- (8) （財）京都市埋蔵文化財研究所『栗栖野瓦窯跡発掘調査概報』平成4年度（前掲）、大阪府教育委員会『岸部瓦窯跡発掘調査概報』（1968年）、大阪府教育委員会・吹田市教育委員会『吉志部瓦窯跡』（1987年）。
- (9) 出土地としては、京域や畿内の有力寺院などに集中している。近畿地方以外では、下野国分寺出土

竈の例がある。巽淳一郎「緑釉陶器の研究現状と課題」(『緑釉陶器の流れ』〈第9回三重県埋蔵文化財展図録〉, 1990年), 同「都の焼き物の特質とその変容」(『新版 古代の日本』第6巻〈近畿Ⅱ〉, 1991年), 平尾政幸「弘仁瓷器直前の緑釉単彩陶器」(『杉山信三先生米寿記念論集平安京歴史研究』, 1993年), 拙稿「東国の施釉陶器」(『古代の土器研究会第3回シンポジウム資料』, 1994年)。下野国分寺例の実見に当たっては、栃木県埋蔵文化財センターの大金宣亮氏・大橋泰夫氏・津野仁氏ほかにお世話になった, 記して感謝の意を表します。

- (10) 田中 琢「鉛釉陶の生産と官営工房」(前掲), 平尾政幸「弘仁瓷器直前の緑釉単彩陶器」(前掲)。
- (11) 第1段階の栗栖野21号窯からは二彩の多口瓶の注口部が出土しており, この段階に多彩釉陶器の生産を行っていないわけではない。(財)京都市埋蔵文化財研究所『栗栖野瓦窯跡発掘調査概報』平成4年度(前掲)。
- (12) 拙稿「平安初期における鉛釉陶器生産の変質」(前掲)参照。
- (13) ごく最近三河・二川窯跡群の大沢A2号窯の発掘調査で緑釉陶器片や素地とみられる破片が出土しており, 三河でも緑釉陶器生産が行われていたようである。本稿では検討不足のため三河について十分に言及できないが, 機会を改めて考察を試みたい。なお, この資料については, 贅元洋氏・尾野善裕氏からご教示を受けた。記して謝意を表します。
- (14) 11世紀後半以降も, 鳥羽離宮などで出土する緑釉土塔などのように, 緑釉製品がまったく生産されないわけではない。また, 後で触れる『永久五年祈雨日記』などの文献資料によれば, 12世紀初め頃まで東海などで緑釉陶器の生産技術が残存していた可能性は残されている。ただ, 供膳具を中心とした生産がこの第6段階以降に急速に衰退することは間違いなからう。(財)京都市埋蔵文化財研究所『平安京跡発掘資料選』(前掲)22頁ほか。
- (15) 各地での緑釉陶器生産の開始時期については, 資料不足のため厳密には今後の課題とすべき点が少なくない。問題となる点については, 次章以下で適宜補足したい。
- (16) 『日本後紀』弘仁六年正月丁丑条。
- (17) 『延喜民部省式』下, 年料雑器。
- (18) 洛北から洛西への技術伝播は, 洛北の本山官山窯を介することによって, より明瞭に跡付けうるものと考えており, それについては別稿を用意している。
- (19) 尾北や猿投鳴海地区での緑釉陶器生産の成立は, 現状では猿投黒笹地区より遅れるが, 今後の資料増加によりほぼ同時期となる可能性も皆無ではない。その場合は, 『日本後紀』にみえる乙麻呂ら長上工の派遣を想定すべきかもしれない。ただ本稿では, 灰釉陶器の成立や量産化の動きも考慮して, 両地域が黒笹地区よりやや遅れるとみなしておきたい。
- (20) 長門に関しては, 拙稿「防長産緑釉陶器の基礎的研究」(前掲)参照。
- (21) この段階で畿内・東海の両地域に技術手法上の一致が見られることも注目される。9世紀前半においてほとんど陰刻手法を採用していなかった山城は, 9世紀後半頃には陰刻の文様を比較的多用するようになり, 同様に, 東海ではそれまで皆無に近かった緑彩手法が, 9世紀後半頃になると確認されるようになる。それが双方からの人を介した技術伝習を伴うものかどうかについては, 模倣などによって成立しうる範囲を越えているとまでは言えないため, その結論は今後の課題としておきたい。他にも, この時期の新生産地である畿内の洛西や東海の猿投鳴海地区の窯跡群では, とともに平窯を採用し緑釉陶器専焼に近い操業を行っており, 双方で1・2次焼成ともに一貫して小型の平窯を用いる方式が採用された可能性もある。ただ, 尾張の平窯構造なども正確には不明であり, 各地の窯体構造が比較できるほどの段階でもないため, この点も結論を保留せざるを得ない。
- (22) 吉田恵二「陰刻花文私考」(『坂本太郎博士頌寿記念 日本史学論集』上巻, 1983年)。なお, 陰刻文様の精粗には, 年代差だけでなく, 東海あるいは猿投窯の中での地域差または工人差も想定すべきである。例えば, 黒笹14号窯—黒笹90号窯—黒笹89号窯の系譜の陰刻文様は, 鳴海地区に一般的なものに比して時代が下っても描法が丁寧であり, 少なくとも上記の2つの地区ごとに伝習体制があり, 前者がより強い規制下に置かれていたことを示すものと思われる。また, 黒笹地区内でも黒笹18号窯など技術伝習を伴わないとみられる陰刻文様をもつ製品を生産する窯もある。
- (23) 従来にない文様を持つ製品の生産は, 後述する「様」の伝播が想定される。
- (24) 9世紀後半には, 畿内と東海の両地域において陰刻手法や緑彩手法の多用という共通性がみられるようになるが, 9世紀前半には, 尾張の陰刻手法と山城・長門の緑彩手法というように, 生産内容に関して中央から産地ごとに異なる指示のもとに生産されていた可能性が高いとみている。もしそうだと

- とすると、この現象は、9世紀前半代の中央からの生産内容の規制が変質を来していることの反映とみなせるだろう。なお、9世紀後半に手法上の共通性があると言えども、具体的に描かれた内容としては地域色が大きく、その点では地域色の顕在化という動きとも軌を一にする。
- (25) 岡崎良敬「様および様松皮葺工」(『福岡大学人文論叢』第4巻第3号, 1972年), 榎木謙周「律令制下における技術の伝播と変容に関する試論」(『歴史学研究』518, 1983年)。
- (26) 『延喜内蔵寮式』。
- (27) 拙稿「防長産緑釉陶器の基礎的研究」(前掲)。
- (28) 拙稿「防長産緑釉陶器の基礎的研究」(前掲)。
- (29) 『江家次第』供御菜。なお、『江次第鈔』には「尾張貢百五物」と説明されている。
- (30) 「内壺所」は黒笹90号窯、「淳和院」は棧敷(鳴海93号)窯の出土である。愛知県教育委員会『愛知県猿投山西南麓古窯跡群分布調査報告』(I)(1980年), 坂野和信「日本古代施釉陶器の再検討(I)―初期の鉛釉陶・灰釉陶―」(『考古学雑誌』第65巻第2号, 1979年)。
- (31) 一部ながら拙稿「加賀出土の施釉陶器」(北陸古代土器研究会『北陸古代土器研究』創刊号, 1991年), 同「防長産緑釉陶器の基礎的研究」(前掲)に示している。詳しくは別稿を用意したい。
- (32) 拙稿「防長産緑釉陶器の基礎的研究」(前掲)。
- (33) 宇野隆夫「古代的食器様式」(『歴史時代土器研究』第7号, 1989年)。
- (34) 「九条道家惣処分状」(『九条家文書』)。
- (35) 平安期の山城国府は、延暦16年(797)に葛野郡から旧長岡京南に移り、さらに貞観3年(861)には現在の大山崎町へと移ったとみられている。木下良「山城国府の所在とその移転について」(『社会科学』3-2・3合併号, 1968年)参照。
- (36) 大山崎町教育委員会・長岡京跡発掘調査研究所『大山崎町埋蔵文化財調査報告書』第4集(1984年)ほか。
- (37) もし洛西を山城国衙の関与する生産とすれば、『延喜式』の年料雑器に山城国が含まれていない理由についても考えておく必要がある。筆者はこの規定が9世紀前半のものであって、その当時の山城洛北の生産はなお中央官営工房による生産であったためとみている。9世紀後半の洛北については、その生産地域を考えれば中央官営工房の色彩を残す可能性はあるが、その一方で、洛北においても瓦生産と分離し、硬陶生産に移行する動きを辿っており、洛西同様に生産に変質が起きていることを考えておく必要がある。
- (38) 調度的なものとしては唾壺・香炉, 密教的なものとしては梵字などを陰刻した椀皿類などが挙げられる。後者については、前川要「平安時代における東海系緑釉陶器の使用形態について」(『中近世土器の基礎研究』Ⅲ, 1987年)参照。
- (39) 拙稿「平安初期における鉛釉陶器生産の変質」(前掲)。
- (40) 浅田員由「井ヶ谷窯の成立と実体」(『愛知県陶磁資料館研究紀要』6, 1987年)。
- (41) 桑原邦彦・池田善文「防長地域の須恵器窯跡と編年研究」(周陽考古学研究所『山口県の土師器・須恵器』, 1981年), 山口県教育委員会『生産遺跡分布調査報告書 窯業』(1983年)。
- (42) 柴原永遠男「鑄銭司の変遷」(『日本古代銭貨流通史の研究』, 塙書房, 1993年)。
- (43) 拙稿「平安初期における鉛釉陶器生産の変質」(前掲)。
- (44) 柴原永遠男「鑄銭司の変遷」(前掲)。なお、考古資料が不足するため、天長2年頃に緑釉陶器生産組織が鑄銭と同様に周防に移った可能性がないとは断言できない。ただ、周防における緑釉陶器生産の成立は、後述するように現状の資料では遡るとしても9世紀末頃までとみるのが適当と思われるので、本稿ではそれを前提としておきたい。
- (45) 『類聚国史』弘仁十四年(823)七月辛未条には、「長門国鑄銭, 勞異他国, 連年旱疫, 人民乏絶, 仍免当年庸。」とある。
- (46) 八木充氏は、周防への移転の背景としていくつかの要因を挙げ、中でも原材料の銅の不足が大きな原因になったと見ている。浅香山木氏は、官営の銅・鉛採掘量の低下は、単なる産銅量の減少や国家財政の窮迫のみから生ずる現象ではなく、在地の私的な銅器生産の展開を背景に考えなければならないとしている。柴原永遠男氏も浅香山氏と同様の考えを示している。八木「周防鑄銭司の歴史と銅銭鑄造」(山口市教育委員会『周防鑄銭司跡』, 1978年), 浅香「律令期の官営工房とその基盤」(『日本古代手工業史の研究』, 1971年), 柴原「技術における地方と中央」(『技術の社会史』第1巻, 有斐閣, 1982年, 後に『奈良時代流通経済史の研究』, 塙書房, 1992年所収)。

- (47) 日永伊久男氏は、洛西窯からの影響を認めつつも、それは間接的な関与であったとして、燃料効率を高める内在的な努力の結果として小型の特殊窯が生まれたとみているようである。しかし、篠の小型三角窯自体は、緑釉陶器生産の開始に伴って認められるようになり、製品の製作技術も含めて洛西と共通することから、畿内系緑釉陶器技術の直接的導入であったとみななければなるまい。むしろ西長尾5・6号窯など10世紀後半以降の窯において、須恵器を主体に焼成する窯として内因的な改変が行われたと見るべきであろう。また、日永氏は小型三角窯の緑釉陶器生産は副次的とするが、前山2・3号窯などで出土する碗皿類の大半は緑釉陶器の素地であり、やはり上記の窯構造は緑釉陶器生産を行うために導入されたものと判断される。なお、前山2・3号窯などにおいても須恵器供膳具の生産が行われていることから、緑釉陶器製作技術を受容し、その操業に従事したのは、それ以前から篠で生産を行ってきた須恵器工人であると考えられる。日永「近江産緑釉陶器の生産体制について」(『中近世土器の基礎研究』Ⅳ, 1988年)。
- (48) 拙稿「近江産緑釉陶器をめぐる諸問題」(前掲)。
- (49) 拙稿「近江産緑釉陶器をめぐる諸問題」(前掲)。
- (50) 防長産緑釉陶器は確認資料数が少ないこともあり、輪花 \circ 類を確認できない。だが、10世紀後半の周防においても明らかに輪花が存在することから、やはり東海や近江と共通の様相の中で捉えるべきであろう。
- (51) 拙稿「防長産緑釉陶器の基礎的研究」(前掲) 図9参照。
- (52) 畿内では、第4段階、つまり10世紀後半になると、他の産地よりも縮小化が進行している。
- (53) 周防に関しては、色見の出土が従来指摘されていないようであるが、資料実見の結果、その存在を確認することができた。
- (54) 近江産の吉田川西遺跡SK 128出土皿、周防産(あるいは10世紀以降の防長産)である平安京左京三条三坊十一町井戸11出土碗、東濃産(もしくは10世紀以降の東海産)とみられる平出遺跡出土水注などに確認できる。長野県教育委員会・(財)長野県埋蔵文化財センター『中央自動車道長野線埋蔵文化財発掘調査報告書』3(1989年)、(財)古代学協会『平安京跡研究調査報告』第12集(1984年)、平出遺跡調査会『平出 長野県宗賀村古代集落遺跡の総合研究』(1955年)。
- (55) 素地補修の採用は、別の面から言えば製品の品質管理がより低下したことを示している。
- (56) 美濃と近江の製品では、碗皿類の口縁部に釉溜まりを確認できる例があり、共通して伏せ焼きを採用している可能性がある。周防も含めて今後検討を要するであろう。
- (57) 『西宮記』巻11裏書。
- (58) 伊野近富「丹波・篠窯の終焉」(『中近世土器の基礎研究』Ⅲ, 1987年)。
- (59) 伊野近富「丹波・篠窯の終焉」(前掲)。
- (60) 当該期の洛北の緑釉陶器窯に栗栖野3号窯があり、有階の窖窯構造である。(財)京都府埋蔵文化財研究所『栗栖野瓦窯跡発掘調査概報』昭和60年度(1986年)。
- (61) 上原真人「古代末期における瓦生産体制の変革」(『古代研究』13・14, 1978年)、伊野近富「丹波・篠窯の終焉」(前掲)。
- (62) 上原真人「古代末期における瓦生産体制の変革」(前掲)。
- (63) 『西宮記』巻11裏書。
- (64) 竹内理三編『角川地名大辞典』26<京都府 上巻>(1982年)。
- (65) 田口昭二「多治見の土岐川以北における中世陶器と池田御厨」(美濃古窯研究会『美濃の古陶』創刊号, 1976年)。
- (66) 前川 要「平安時代における施釉陶磁器の様式論的研究—様式の形成とその歴史的背景—」(『古代文化』第41巻第8・10号, 1989年)。
- (67) 『小右記』万寿二年九月二十二日条。
- (68) 田口昭二氏は美濃国に伊勢神宮の封戸があった点から、池田御厨の成立も11世紀前半に遡るとしているが、池田御厨の文献での初出は12世紀初めであり、他の御厨の成立から見てもむしろ11世紀後半以降としたほうが良いものと思われる。なお、本論は池田御厨成立以降の段階での御厨による灰釉陶器あるいは山茶碗の生産統制などが行われた可能性を否定するものではない。田口「多治見の土岐川以北における中世陶器と池田御厨」(前掲)。
- (69) 必要な製品の入手方法については、『延喜式』の規定に見られた年料雑器のように用度を正税から支出する形態なのか、交易雑器のような形なのか、不明とせざるを得ない。

- (70) 防府市教育委員会『防府市文化財調査年報』(1980年)ほか。なお、防府市教育委員会の吉瀬勝康氏のご教示によれば、上記調査の隣地での1993年度の調査(78次)では緑釉陶器素地や窯道具がまともに出て出土している。そのため、その付近での生産はほぼ間違いなからう。
- (71) 浅香年木「平安期の窯業生産をめぐる諸問題」(『日本古代手工業史の研究』, 法政大学出版局, 1971年)。
- (72) 拙稿「近江産緑釉陶器をめぐる諸問題」(前掲)。
- (73) 丸山竜平「古窯址の変遷」(八日市市史編さん委員会『八日市市史』第1巻〈古代〉, 1983年), 日永伊久男「近江産緑釉陶器の生産体制について」(前掲)ほか。
- (74) 『造興福寺記』永承二年二月十三日条。
- (75) 文献に明記されていないことを根拠に、吉村正親氏は近江の瓦生産の申し出自体を否定する見解を示している。吉村「日永伊久男氏の「近江産緑釉陶器の生産体制について」を読んで」(中世土器研究会『中世土器研究』第57号, 1989年)。
- (76) 丸山竜平「古窯址の変遷」(前掲), 日永伊久男「近江産緑釉陶器の生産体制について」(前掲)ほか。
- (77) 日永伊久男「近江産緑釉陶器の生産体制について」(前掲)。
- (78) 拙稿「近江産緑釉陶器をめぐる諸問題」(前掲)。
- (79) (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター『篠窯跡群』Ⅱ(1989年)。なお、この資料については、口頭ながら平尾政幸氏も既に着目しており、筆者と同種の意見である旨のご教示を得ている。
- (80) 多治見市教育委員会『一般国道248号道路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』(『多治見市埋蔵文化財発掘調査報告書』第17号, 1987年)。
- (81) 78次調査。註70参照。
- (82) 森 隆「近江系緑釉陶器の編年と器形的系譜に関する若干の試論」(『考古学雑誌』第76巻第4号, 1991年)。
- (83) 篠の緑釉陶器生産が9世紀後半よりもさらに遡るかどうかについては、洛西開窯段階である9世紀中頃の篠窯では、緑釉陶器に酷似する器形が生産されているものの、高台の削り出しやミガキが認められず、おそらくその可能性は小さいであろう。
- (84) 例えば、平安宮左兵衛府SD1, 平安宮内裏SK01・07などが挙げられる。(財)京都市埋蔵文化財研究所『平安京跡発掘調査概報』1978-Ⅱ(1978年), 同『京都市内遺跡試掘立会調査概報』平成2年度(1990年)。
- (85) 拙稿「近江産緑釉陶器をめぐる諸問題」(前掲)。
- (86) 伊野近富「篠原型須恵器の分布について」((財)京都府埋蔵文化財調査研究センター『京都府埋蔵文化財論集』第2集, 1991年)。
- (87) 筆者の仮説は、国家的再編に丹波でなく近江が設定された理由を説明付けるものであって、篠産須恵器の全国的流通を国家的な管理のもとにあったとまでいうものではない。それは緑釉陶器にも当てはまることであり、別に検討する必要がある。
- (88) 周知の通り、最後の班田収授・延喜格式の制定・六国史最後の三代実録の編纂などが行われる。
- (89) いわゆる王朝国家論が展開されているのは、言うまでもなからう。森田 悌『研究史 王朝国家』(吉川弘文館, 1980年)参照。
- (90) 筆者は9世紀初めの生産地拡大には儀式整備との関連を重視しているが、醍醐・村上天皇なども宮廷内の諸儀礼に関心が深かったとされており、この時期の緑釉陶器生産再編にも同様の背景があった可能性も考えておく必要があるかもしれない。山中裕『平安朝の年中行事』(塙書房, 1972年)ほか。
- (91) 『日本紀略』天徳二年三月二十五日条。
- (92) 吉岡康暢「施釉陶器」(松任市教育委員会・石川考古学研究会『東大寺領横江庄遺跡』, 1983年)ほか。
- (93) 森 隆「近江系緑釉陶器の編年と器形的系譜に関する若干の試論」(前掲)。
- (94) 例えば、平安京左京北辺三坊五町SE45がある。(財)京都府埋蔵文化財調査研究センター『京都府遺跡調査概報』第27冊(1988年)。
- (95) 平尾政幸「平安時代前期の土器」((財)京都市埋蔵文化財研究所『平安京右京三条三坊』, 1990年)。
- (96) 京都大学埋蔵文化財研究センター『京都大学埋蔵文化財研究調査報告』Ⅱ(1981年)。
- (97) 前川 要「平安時代における施釉陶磁器の様式論的研究—様式の形成とその歴史的背景—」(前掲),

森 隆「近江系緑釉陶器の編年と器形的系譜に関する若干の試論」(前掲)ほか。

- (98) 例えば落川遺跡跡などが指摘されている。福田健司「南武蔵における平安時代後期の土器群」(『神奈川考古』第21号, 1986年), 前川 要「平安時代における施釉陶磁器の様式論的研究—様式の形成とその歴史的背景—」(前掲)。
- (99) 『永久五年祈雨日記』六月十四日条。
- (100) 需要の減少という点では, 従来のな形で国家的な饗宴が行われなくなることから, 本来的需要が減少したことを考慮しておく必要があるだろう。
- (101) 前川 要「平安時代における東海系緑釉陶器の使用形態について」(前掲), 同「平安時代における施釉陶磁器の様式論的研究—様式の形成とその歴史的背景—」(前掲)ほか。
- (102) 『小右記』万寿二年八月十二日。
- (103) 小林行雄「鉛釉灰釉」(『統古代の技術』, 塙書房, 1964年) 287~288頁。
- (104) 上原真人「古代末期における瓦生産体制の変革」(前掲) 33頁。
- (105) 『権記』長保四年(1002)六月十四日条。八木充氏は, 「鑄銭司はおそくとも11世紀末までには有名無実の官司だったことは明白」とし, 「11世紀前半を鑄銭司の実質的終末期とみるほかはない」と述べている。八木「周防鑄銭司の歴史と銅銭鑄造」(前掲) 61・71頁, 栄原永遠男「鑄銭司の変遷」(前掲) 註37参照。
- (106) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告』Ⅵ(1974年)。
- (107) 山口県美東町教育委員会『長登銅山跡』Ⅰ(1990年)。
- (108) 田辺昭三『陶邑古窯址群』Ⅰ(1966年), 田中琢「畿内と東国—古代土器生産の観点から—」(『日本史研究』90号, 1967年), 同「古代・中世窯業の地域的特質 畿内」(『日本の考古学』Ⅵ, 河出書房, 1967年), 浅香年木「平安期の窯業生産をめぐる諸問題」(『日本古代手工業史の研究』, 前掲)。
- (109) 浅香年木「平安期における寺院工房の展開—東大寺修理所の場合—」(『日本古代手工業史の研究』, 前掲)。
- (110) 浅香年木「官営工房の解体と私営工房の構造」(『日本古代手工業史の研究』, 前掲)。
- (111) 上原真人「中央官衙系瓦屋の製品にみる範記号について」(『京都大学埋蔵文化財調査報告』第1冊, 1978年), 同「古代末期における瓦生産体制の変革」(前掲)。
- (112) 浅香年木「官営工房の解体と私営工房の構造」(前掲)。
- (113) 山中敏史「国衙・郡衙の構造と変遷」(『講座日本歴史』2, 東京大学出版会, 1984年)ほか。
- (114) 山本信夫「大宰府における古代末から中世の土器・陶磁器—10~12世紀の資料(1)本文編—」(『中近世土器の基礎研究』Ⅳ, 1988年), 赤司善彦「大宰府の土器編年について」(『中世土器研究』第60号, 1990年), 横田賢次郎「大宰府政庁」(『大宰府市史』考古資料編, 1992年)ほか。
- (115) 宇野隆夫「古代的食器様式」(前掲)。
- (116) 八木 充「周防鑄銭司の歴史と銅銭鑄造」(前掲) 61・71頁参照。
- (117) 生産そのものの他にも流通構造の変化に衰退の原因を求める見解もある。例えば, 伊野近富氏は律令的流通体制の解体に篠窯終焉の要因を見いだしている。確かにそのような側面も重視しておくべきだと思われるが, 11世紀後半以降の流通とそれ以前との機構あるいは構造的な変化の有無という点が明確にされる必要があるため, この点については今後検討してみたい。伊野「丹波・篠窯の終焉」(前掲)。
- (118) 畿内洛北において緑釉陶器の系譜を引く白色土器生産が13世紀代まで継続しており, この生産については中央官営瓦工房と同様の旧来的生産体制の残存の中で捉えられる可能性があり, 検討課題である。平尾政幸「緑釉陶器・灰釉陶器・白色土器」(『平安京提要』, 角川書店, 1994年)。
- (119) 拙稿「平安初期における鉛釉陶器生産の変質」(前掲)。

挿図等出典一覧

実測図はいずれも筆者が再トレースを行っており, 図を統一するため, 一部改変を加えている。御了承願いたい。

図1

- 1: 日進町教育委員会『海老池第1号窯』(1980年)。
- 2・8・11・12: 愛知県教育委員会『愛知県猿投山西南麓古窯跡群分布調査報告』(Ⅰ)(1980年)。
- 3: 百瀬正恒「平安時代の緑釉陶器—平安京近郊の生産窯について—」(『中近世土器の基礎研究』Ⅱ),

1986年)。

- 4 : (財)京都市埋蔵文化財研究所『京都市内遺跡試掘，立会調査概報』昭和56年度(1982年)。
- 5 : 宮内克己・村上久和「豊前南部および豊後出土の緑釉陶器」(『古文化談叢』第20集(上)，1988年)。
- 6 : 福岡市教育委員会『多々良込田遺跡』Ⅲ(1985年)。
- 7 : 新潟県教育委員会『上新バイパス関係遺跡発掘調査報告』Ⅰ(1984年)。
- 9 : (財)京都市埋蔵文化財研究所『平安京跡発掘調査概報』昭和61年度(1987年)。
- 10・19 : 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告』Ⅵ(1974年)。
- 13・14・20 : (財)京都市埋蔵文化財研究所『坂東善平収蔵品目録』(1980年)。
- 15 : 美東町教育委員会『長登銅山跡』Ⅱ(1993年)。
- 16 : 吉瀬勝康氏より実測図の提供を受けた。拙稿「防長産緑釉陶器の基礎的研究」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第50集，1993年)。
- 17・18 : 平塚市教育委員会『平塚市埋蔵文化財緊急調査報告書』Ⅰ(1988年)。

図2

- 1 : 多治見市教育委員会『北丘古窯跡群・古墳群発掘調査報告書』(1981年)。
- 2 : (財)京都市埋蔵文化財研究所『平安京跡発掘調査概報』昭和61年度(1987年)。
- 3 : (財)北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室『寺田遺跡』(1988年)。
- 4 : 日野市落川遺跡調査会『日野市落川遺跡調査概報』Ⅳ(1986年)。
- 5 : 八日市市教育委員会『内堀遺跡，後藤館遺跡発掘調査報告書』(1983年)。
- 6 : 斎藤孝正「猿投窯東山地区における灰釉陶器の様相—東山72号窯出土遺物を中心として—」(『名古屋大学総合研究資料館報告』No. 3，1987年)。
- 7 : 京都市高速鉄道烏丸線内遺跡調査会『京都市高速鉄道烏丸線内遺跡調査年報』Ⅱ 1976年度(1980年)。
- 8 : 防府市教育委員会『防府市文化財調査年報』Ⅱ(1980年)。

図3 筆者作成。

表1 筆者作成。

写真1・2 筆者撮影。

(国立歴史民俗博物館考古研究部)

The Rise and the Termination of the Production of Green-Glazed
Wares in the *Heian* Period

TAKAHASHI Teruhiko

I have selected the rise and the termination of green-glazed wares' production in the *Heian* period as the subject for examination, and I have sought to consider the production systems, the process of spread of the production sites, and their historical background. The process of rise and fall of the production of green-glazed wares is divided into 6 steps and I identify the three distinct, generally speaking, expansions of production sites. In this paper, I have tried to elaborate the second and third spreading period of production sites.

Firstly, in the middle of the 9th century which was the second spreading period, the production sites were expanded within the countries of *Yamashiro* and *Owari*, by introducing the technology of production in these countries. I recognize a slow change in demand compared with the beginning of the 9th century, and I suppose that the expansion was caused by an increasing demand which was not ordered only by the governments. On the other hand, the expansion of production sites in *Nagato* was not as great as those in the other districts because of the weak production base in that district. Also, in the production of green-glazed wares in this period, a common standard was supposed to be established, under the control of the central government, though it depended on the producing capacity at these districts. Perhaps, the "kokuga" (the office of provincial governor) participated in the production regularly.

In the third growth period, new production districts, such as *Tanba*, *Mino*, *Ōmi*, *Suō* and *Mikawa*, were established over the border of the existing production provinces. This fact means that in the 10th century, the monopolistic production of green-glazed wares of the 9th century by three countries, was changed greatly. However, I suppose that the "kokuga" still participated in the production system. Further, I consider that, particularly in the beginning of the 10th century, the production system was reconstructed by the central government, in order to restore the supply system of the green-glazed wares of the 9th century.

In the first half of the 11th century, the production of green-glazed wares almost came to an end. Concerning the historical background in this period, I consider that the factor on the production side was more influential, because demand had not completely disappeared. The shortage of lead, as a material, would be one of the factors. However, I conclude that the main cause of the decline could be found in the change of the production system itself. It means that the conventional production could not be maintained because of the changes in production system which extended in the other handicraft manufacturing all over Japan.

The most important characteristic of the green-glazed wares production in *Heian* period was that it changed from a monopolistic system in specific factories controlled

by the central government in the *Nara* period, to a new production system which depended on the local production in each area, influenced by the “*kokuga*”. Moreover, the production system further changed, showing the germinal stage of the middle ages. However, the technology didn’t take root in each district. I concluded that it was the reason why the basis of the system was left as it had been in the ancient style.

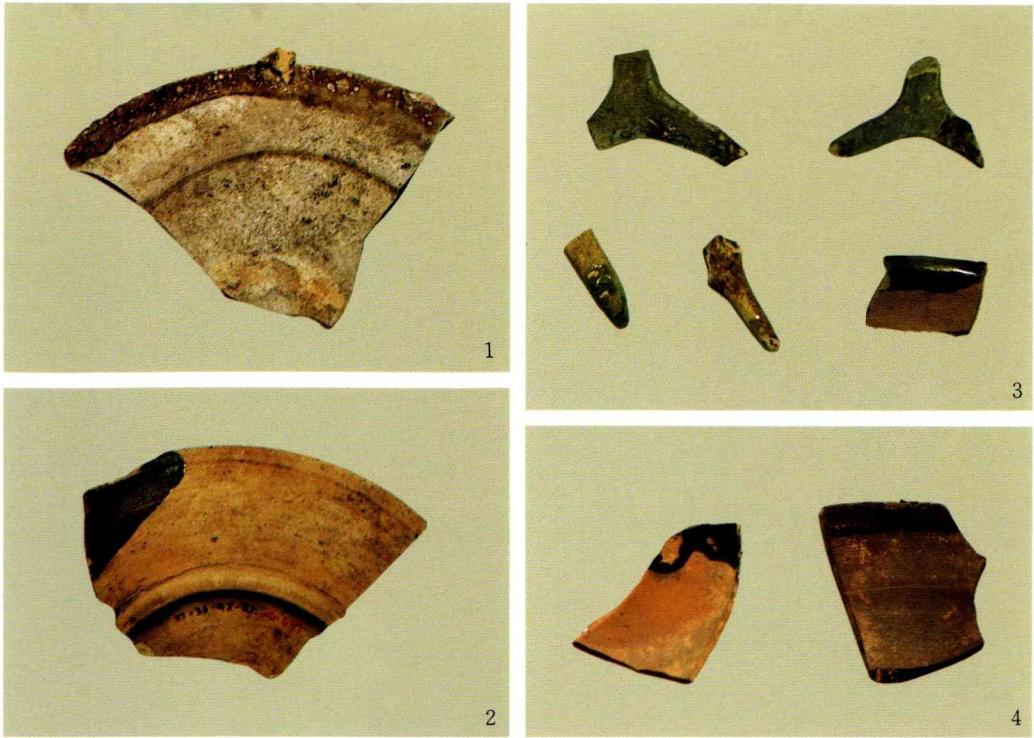


写真1 各地出土の緑釉色見

1：美濃・住吉1号窯、2：美濃・北丘15号窯、3：周防・周防国府跡(右下のみ、他は三叉トチン)、4：近江・作谷窯。



写真2 陶土補充による素地補修(矢印部)
平安京左京三条三坊十一町井戸11出土緑釉陶器碗